

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	高 橋 伸 行 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	栗 本 純 治 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 富田栄次君、12番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。どうぞ、よろしく願います。

今回の質問は2点です。1点目は、出産、子育て支援のためにきずなメールの導入を。2点目は、非認知能力の向上に向けた教育の充実をです。どうぞよろしく願います。

それでは、1点目の出産子育て支援のためにきずなメールの導入をについて質問いたします。

少子・高齢化社会を迎えつつある日本社会において、垂井町も人口減少が進行しています。岐阜県衛生年報によると、垂井町の出生数は平成20年の244名から、平成25年には203名、平成27年には163名と、80名近く減少しています。

人口1,000人当たりの出生数は、平成20年には県平均と同水準を維持していましたが、平成27年には県平均が人口1,000人当たり7.6人に対して、垂井町は人口1,000人当たり5.9人と、42市町村の中で32番目の低位にいます。これは、岐阜県で消滅可能性都市とされている17市町とほぼ同様の水準であり、消滅可能性都市ではないまちで、人口1,000人当たり出生数が6.0人を切るのは、垂井町のほかにもう一つの市しかありません。

垂井町は、消滅可能性都市と肩を並べるほどに出生数が少ない。このことを認識し、強い危機感を持つ必要があります。

出生数を向上させなければ、2015年に策定した垂井町人口ビジョンの将来展望人口を維持することはできません。出生数と合計特殊出生率の向上のためには、安心して出産・子育てができる環境の構築が必要です。

一方、垂井町は核家族化が進行しており、人口減少期にあっても世帯の増加が続いています。裏返すと、これは出産・育児において支えとなる家族の減少を意味しています。特に、近年は働く女性がふえ、地域社会とのつながりが薄いまま産休に入り、近隣に頼る人がおらず、孤独

感を感じてしまう環境が発生しやすくなりました。これにより、出産・育児の孤立化が進み、いわゆる「孤育て」状態——この孤というのは孤独の孤ですね、孤立した子育てをしている状態、保護者が周囲から孤立して子供を育てている状態を放置してしまうと、保護者は出産期、産後期の子供にかかわるさまざまなトラブルへの対応を一人で迫られ、誰も相談する相手もないまま不安な状態で子供と向き合う必要があります。これが悪化すると、産後鬱や我が子の虐待につながります。

平成28年度の岐阜県人口動態統計調査結果によると、転出超過で社会減が続く垂井町でも、住宅事情によって多くの女性が転入していることがわかります。これは、結婚や住宅建築による転入だと想像できますが、この女性たちは、垂井町に縁がある方々ばかりとは限りません。むしろ、毎月の垂井町広報の結婚欄を見ていると、結婚を機に初めて垂井町に移住する方が多いと言えるでしょう。このような背景もあり、平成27年に策定された垂井町子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査結果で「日ごろ子供を見てもらえる親族、知人の有無」という項目に対して、約4割が緊急時、もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえるという項目に回答できないのです。4割が、緊急時や用事があっても誰かに子供を預けることができないという状況です。この状況では、特に移住者は安心した子育てができません。核家族化が進行している垂井町だからこそ、孤育てを防ぎ、妊娠期から地域とのつながりをつくっておく必要があります。

しかし、結婚を機に垂井町に移住してきた場合、妊娠・出産や子育ての相談ができる友人をつくることは容易ではありません。さきのおり、結婚を機に移住し、産休直前まで仕事を行っている母親は、地域とつながりをつくる前に、急に一人での出産・育児を強いられます。例えば、定年後などにいきなり知らないまちに移住をして、体が不自由で家から余り出られない状況で友人をつくるのがいかに難しいかという状況とよく似ていると思います。

こういった状況の中で孤立しないために、外出が困難な母親に対して子育てに関する情報を切れ目なく提供する必要がありますが、母親に対して確実に情報を届ける手段は限られています。最も効果的に情報を届けることは直接訪問をすることですが、現在は出産後の訪問となっており、これを妊娠期に行うことは現実的ではありません。また、ホームページや広報等での周知という方法もありますが、これも垂井町子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査で広報・ホームページに対する認知度が36.7%しかなく、6割以上の親は行政からの情報発信に気づいていません。

また、保健センターの乳幼児すこやか相談では、認知度は72.4%と高いものの、今後利用したいと考える親は45.4%と3割近くも減少します。これは、関係構築を行う機会が限られているため、相互に相談しやすい関係が築きにくいために起こっている現象だと考えます。

また、子育てには、家族、特に父親の協力は欠かせません。しかしながら、世の父親の多くは家庭や子育てよりも仕事を優先する傾向にあります。こういった状況において、いかに子育てに対する知識や行政の支援事業に関する情報を提供し、意識を涵養するかが重要となっ

ますが、休日にイベントを実施するだけでは十分に接触を持ったり、情報を提供したりすることはできません。

これまでの妊娠・出産期の課題を整理すると、1点目は核家族化が進行し、子育てが孤立している傾向にあること、2点目は子育て支援事業の認知度が低いこと、3点目は行政に対する相談はハードルが高いこと、4点目は父親を初めとした家族を啓発する必要があること、この4点が挙げられます。この解決策として、最近ではメールを使った情報提供が普及しつつありますので、今回はこれを御紹介したいと思います。

今回御紹介するのは、きずなメール・プロジェクトという特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人が実施しているきずなメールです。これは、妊婦が出産予定日を登録すると、その時期に合わせた胎児の状態や妊婦の間に必要なアドバイス、時期に合った行政の出産支援事業などの紹介を毎日メールで配信します。これは本人のみならず、配偶者やその家族も登録可能なので、家庭の中で子育てに関する共通認識や話題の共有が可能です。

また、出産後も引き続き産後きずなメールや子育てきずなメールに登録すれば、配信頻度は自治体によって調整できますが、毎日送信から3日に1度の頻度で、母体の回復や子育てに関するアドバイス、予防注射や家庭訪問など、行政からの情報を配信することが可能です。何より重要なのは、このメールマガジンは自治体として配信される形式なので、利用者からすると毎日役場から情報が配信されるという認識を持つことができるという点です。

協働のまちづくりを目指す本町において、住民と行政のきずなを築いていくことは非常に重要です。きずなメールを利用すれば、利用者は毎日行政情報と接触することになります。これは、心理学的にも好感を抱かせるためには大変有効とされており、接触回数が多いものに対して好感を抱きやすい単純接触効果、これをザイオンス効果といいますけれども、これを生み出すことにもつながり、行政に対して好感や信頼感を持ってもらうために大きな利点をもたらします。

毎日少しずつ出産に関する情報を得られることは、妊婦やその家族にとって町から自分や子供が大切にされていると感じてもらいやすくなり、垂井町に住んでいることに対する満足度向上につながります。

また、妊娠期、子育て期の文章はテンプレートにしたものが用意されているため、一度サービスが稼働すれば、町職員に負担がかからずに個々に対して情報提供が可能であるため、導入に対する障壁も低いのが特徴です。

このきずなメール・プロジェクト導入に当たってのメリットを整理すると、母親は出産・子育てに必要なアドバイスや自治体の子育て支援サービスの情報が手軽に入手可能で、父親や家族は母親の状況を知り、出産や子育てに関心を持ち、会話のきっかけをつかむことができます。

また、行政は、手間をかけずに個々の状態に合った情報発信が可能で、特に啓発の難しい父親を中心とした家族の子育て意識の醸成が可能という、妊娠・出産期の行政サービスとして効果的な事業展開が可能です。

この上で、毎日連絡を行うため、切れ目のない支援を行っていることを認識させることが可能で、利用者からの行政に対する信頼を得られやすいこともメリットとして上げられます。

1点目の質問としては、このきずなメール・プロジェクトを導入し、より子育てに対して積極的な事業展開を行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。所見をお伺いしたいと思います。

なお、参考までにこの告知チラシというもの等を含めて、文面等をお配りさせていただいているかと思えます。

最初のページを見ていただくと、ごらんのとおり各自治体から子育て支援のメールマガジンという形で紹介をしていますので、このテンプレートを使っているとか、裏側で何を行っているか、今お話ししたところは利用者の方には全く見えない形になっています。もし本町で行うとすれば、垂井町子育て支援メールとか、そういった名前で送られますので、利用者からすると、町から送ってもらえるという形になります。また導入自治体に関しても、現在全国の41自治体で導入されておりまして、いわゆる町だとか村という規模、我々と同じような町の規模でも導入が進んでいるというところです。

実際の文書を次ページ以降ごらんをいただきますと、あと出産まで何日とか、その中では行政からの、例えば歯科健診を受けましょうとか、すこやか相談についてというものも毎日こういった形で配信をされます。

また、最後のページを見ていただくと、出産後もいろいろ情報発信できますけれども、基本的には、担当は子育て支援の部署が配信するんですけれども、情報によっては、例えば最後のものです、予防接種のスケジュールなんかは、別の担当の課が行っているものですが、こういったものもまとめてメール一本で送れますので、発信側がどんな担当課であれ、利用者側からすると町からこういった子育てに関する情報が来ているという認識を持つことができますので、非常に情報も一本化され、かつなかなか子育てに忙しいのでホームページを見たりとか、広報を余裕を持って見る方ができない方に対して、1日1回こういった行政の情報を仕入れるということは非常に効果的なのではないかと思えますので、ぜひ御回答のほどをお願いしたいと思います。

では、2点目の質問です。

2点目の質問は、非認知能力の向上に向けた教育の充実をです。

近年は社会構造が複雑化し、多様な生き方や考え方が認められるようになった一方で、情報化社会が進行し、これからは人工知能の発達により、ますます社会が複雑化することが予想されています。

平成28年6月議会の一般質問で、私はAI時代の教育のあり方についてという質問を行い、その中の回答として、国は2030年の社会を予想した上で、新しい学習指導要領を策定しようとしており、何を知っているか、何ができるか、個別の知識、技能、知っていること、できることをどう使うか、思考力、判断力、表現力等、どのように社会、世界とかがわり、よりよい人

生を送るか、学びに向かう力、人間性という3つの柱を求められる資質、能力としている次期学習指導要領の情報を集め、子供たちの主体的、協働的な学びを進めるような教育についても研究していきたいとの回答が、当時の教育次長より行われました。

あれから約1年半が経過していますが、私なりにも教育のあり方について研究を行い、今回取り上げる非認知能力の向上が、次世代を生きる子供たちに必要な能力であると感じています。

非認知能力とは、経済学や心理学で使われる言葉で、アメリカ、シカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授が、著書「幼児教育の経済学」でその重要性を説いたところ、瞬く間に世界中の幼児教育機関で提唱されるようになりました。

この非認知能力は、学力テストなど定量的に測定することができない能力全般を指しており、具体的には、誠実さやがまん強さ、自分で目標を設定する力や最後まで諦めない力、周りの人々を導くリーダーシップやコミュニケーション能力、人への優しさや思いやりなど、数値化できないものの、確かにその人を形づくっている能力を指します。

そして、非認知能力の中で私が最も重要だと考えるのが、自己肯定心、自尊心や自信です。これらの能力の有無は、進学や就職、仕事の結果など、人生の行方に大きな影響を与えます。これまでは試験や知能検査などで測定できる能力が重視されていましたが、価値観が多様化し、生き方や働き方に正解がなくなりつつある現在の状況では、その測定できない能力こそが現代を生き抜く上で必要な能力とされています。子供たちが正解のない社会の中で、自分から人生の目標を見つけ、他者と協調して生きていく、そしてそんな自分の生き方に自信を持って人生を歩むことができる。これこそが、次の時代を生きる子供たちにとって必要な生き方であり、現在の私たち大人が教育していかなければならない能力であります。

国も、この非認知能力の向上に向けた取り組みの必要性を認識しており、特に幼児教育の重要性に対する認識が高まっており、次期学習指導要領でも導入される見込みとなっております。

では、これだけ大きな注目を集める非認知能力の向上のためには、どのような教育が必要なのでしょう。調べてみると、絵本の読み聞かせをする、公園でさまざまな世代の子供たちと遊ばせる、絵を描かせる、親子で勉強をする時間をつくる、時間や決まりを守らせるといったことで非認知能力が向上するとされます。何のことはありません。垂井町がこれまで行ってきた教育で十分に養われている能力であると考えます。

これも昨年的一般質問でいただいた回答ではありますが、倫理観や豊かな人間性などの人間らしいよさは、不易なものとして求められるため、現在行っている心の教育も引き続き大切にしていきたいとあり、これらの能力を伸ばすような教育を引き続き行っていただきたいと感じています。

一方で、現代では本質的には同じことでも、見せ方を変えるだけで随分と現代風に見えることができる事例が多々あります。垂井町において最も身近な例を挙げるとすれば、新庁舎のリノベーションです。これも御存じのとおり、既存の建物の骨格や基礎となる部分を残して、使用するレイアウトなどは現代風に改変している事例ですが、これは教育でも同じことが言える

と感じています。

垂井町が教育としてこれまで行ってきた心の教育や、タルイピアセンターでの読み聞かせなどの事業、もしくは地元団体の活動など、非認知能力の向上につながる活動の情報を集約化し、非認知能力の向上にこれだけ力を入れているという見せ方をするだけで、垂井町の教育の見え方がリノベーションされ、垂井町の教育行政を行う上で大切にしている部分をそのまま残しながら、教育に感度の高い保護者などに有効なアピールが可能となります。

その点で、今回は非認知能力の向上に向けた就学前教育の充実をという質問であります、新たなものを取り入れるのではなく、現在実施している教育や概念、事業を新たな非認知能力という教育指標に当てはめるリノベーションを提案したいと思います。

不易流行や温故知新という言葉がありますが、教育の本質は、これまでも、これからも人間性をどう養うかに尽きるかと思えます。しかしながら、その時代によって流行し、好まれる言葉は変わってくると思えます。

本質を変えずに時代に受け入れられる表現、むしろ現代であれば時代を先取りする表現をするためにも、非認知能力の向上をテーマとした教育に関する情報や事業の整理をしてはいかがでしょうか。これにより、垂井町の教育をよりわかりやすく町民や外部の方にPRが可能となり、垂井町の認知度やイメージ向上につながります。そのことが、町民の町に対する肯定感の向上や、移住の際の候補になることにつながり、この町がさらによりよく発展していくことにつながると思えます。

そこで、2点目の質問としてお伺いいたします。町で実施している授業や事業についての情報を、非認知能力の向上という観点で整理し、その情報を保護者や地域に対して発信してみてもどうかと思えますが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

人口減少社会に対応するためには、より多くの子供が産み育てられる環境をつくる必要があることと、産まれた子供が時代の流れに対応し、自分らしい人生を送れるように教育を進めていく必要があるという観点から2点の質問を行いました。以上、御回答のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） おはようございます。

ただいまの太田議員からの質問の内容は健康福祉課所管でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

1つ目の質問、出産・子育て支援のためにきずなメールを導入をについてですが、初めに、今年度保健センターにおいて発行しました母子健康手帳の交付数は12月8日現在で117部となっており、月平均12.3部ですけれども、換算しますと今年度に交付する母子健康手帳の見込み数は約150部ぐらいと、今までにない最少の数と推測されます。

議員が申されるとおり、この交付数からも本町の少子化の現状をまじまじと感ずるところで

あり、また垂井町人口ビジョンに掲げる将来展望人口、2060年人口2万1,000人達成のためにも、改めてまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策に取り組む必要性を感じているところです。

さて、議員提案のきずなメールについてですが、これは特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトが運営しているもので、妊婦、そのパートナーなどへ健康で充実した妊娠・出産の時期を過ごしてもらい、前向きな気持ちでその後の育児に向き合ってもらいたいといった思いでつくられた子育て支援メールサービスです。

また、このサービスに市町村の子育て支援情報を入れることで、自治体のオリジナルメールサービスとして発信が可能となっていることから、東京都の中央区、近くでは愛知県の岡崎市など、全国で41自治体が法人と協働してメール配信を行い、その効果として、配信された情報を毎日読む割合及び満足度がともに利用者の9割を超え、さらに夫婦で配信される情報を共有することに夫婦のきずなづくりにも寄与していることが、同法人のホームページからも読み取ることができます。

さて、本町においても人口減少の抑制を図るための施策として子育て支援の充実に取り組み、出産・子育てへの切れ目のない支援に取り組んでいるところですが、議員が申される4つの課題について、現在それらの取り組みや対応状況について説明をさせていただきます。

まず1点目の、核家族化が進行し、子育てが孤立している傾向にあることについてですが、妊娠された方には、母子健康手帳を保健センター窓口において交付していますが、その対応は個室にて直接保健師が行っております。その際、詳細に聞き取りを行い、孤立する傾向の可能性が高い場合は、必要に応じてサポート体制を構築し、対応しているところで、家庭訪問や電話相談などにより、継続的に支援を行っています。

次に、2点目の子育て支援事業の認知度が低いことについてですが、当該事業の周知については、毎月の「広報たるい」、ホームページへの掲載とあわせ、母子健康手帳交付時に子育て支援サービスガイドブック、こういうものがございますが、子育て支援係で作成しているものです。こちらにつきましては、妊娠から小学校の案内まで書いた情報源となっております。

こういうものをお渡し、事業の説明を行うなど、それと出生後に「すくすく健康カレンダー」というものもお渡ししております。これは1枚のぺらですけれども、1年間のいろいろな健診などのスケジュールが出ております。こういうものを渡ししております。これら事業の説明を行うなど情報の発信を行っているところです。

また、出産された方には、保健師、または母子保健推進員が全戸家庭訪問を行い、乳幼児健診、離乳食教室について直接本人に案内を行うなど、事業の周知を図っております。

次に、3点目の行政に対する相談はハードルが高いことについてですが、質問の中で、乳幼児すこやか相談を利用したいと考える親の割合が認知度よりも3割低いということでしたが、当該相談は第一子目の保護者の利用が多く、第二子以降、子供の数に比例して利用率が低下する傾向にあること、あるいは就業や保育園等の入園などが低下の要因と考えております。

また、窓口・電話での対応については、職員がわかりやすく丁寧に行うとともに、相談機会



をふやすため、各種教室への参加を促すなど、相談しやすい体制づくりに努めているところで  
す。

最後に、4点目の父親を初めとした家族を啓発する必要があることについてですが、保健セ  
ンターで行う乳幼児健診、4カ月、1歳6カ月、3歳のときですけれども、問診時において、  
お子さんのお父さんは育児をしていますかという項目があります。平成28年度の実績では「よ  
くやっている」が55.7%、「時々やっている」が35.4%となっており、9割近くの父親が育児  
に参加していることがわかります。

また、母子健康手帳交付の際には、妊娠している妻のサポート方法や赤ちゃんのお世話につ  
いて記載された父子手帳、こういうものがございます。「パパスイッチオン!」と書いて、岐  
阜県から発行されているものですが、こういうものを交付いたしまして、さらには両親  
で参加し、育児を学習しながら友人づくりも行うペアクラスの出席者に、夫婦協働の子育ての  
大切さを伝え、さらに子育て支援センターで行うイクメンのサタデー子育て、通称「サタパ  
パ」といわれるものなんですけれども、こういうものを開き、毎回たくさんのお父さんが参加  
され、子供との触れ合いを楽しまれています。

ちなみに、保健センターで行う母子健康手帳の交付、乳幼児健診時において、父親、あるい  
は祖父母が付き添いで来所されるケースもあり、家族ぐるみで楽しく子育てに取り組まれている  
様子がうかがえます。

また、当町ではいずみカフェを開催し、母親がふだんなかなかとることができない自分の時  
間を楽しむとか、母親同士、または保育士や指導員と交流し情報交換することで、自分は一人  
ではない、自分だけが悩んでいるのではないことを肌で感じていただくとともに、父親に協力  
を得るため、出番をつくる事業を展開するなど、時間と場所を提供しています。

このように、現在当町の取り組みは母子ともに家に引きこもらず、できるだけ外に出てもら  
い、人と人とのかかわりをふやすことを目的とした事業に取り組んでいるつもりです。

以上のことから、議員が申される課題について、当町では現状の取り組みの中でおおむね対  
応ができているものと考えており、さらに議員が心配される母親自身の人と人とのかかわりに  
ついて、孤独感を払拭できるような事業や対応に努めています。

今後は、議員から提案いただいた個別のメールの配信も含め、さまざまな施策の導入を検証  
し、引き続き切れ目のない子育て支援を行い、さらに安心して出産・子育てができる環境を構  
築してまいりたいと考えています。

次に、2つ目の非認知能力の向上に向けた教育の充実をについてですけれども、町で実施し  
ている事業や授業についての情報を非認知能力の向上という観点から整理し、その情報を保護  
者や地域に対して発信してはどうかの質問ですが、私のほうからは福祉、子育て支援担当の側  
面からお答えをさせていただきます。

非認知能力とは、議員の説明のとおり、IQ（知能）に関係なく、意欲、協調、粘る強さ、  
忍耐力、計画性など、生きる力や個人の特性を示すもので、教育・保育の現場でも必要性を把

握しております。

現在、保育士には非認知能力の向上について、その重要さと理解に対応するため、子供たちの活動内容というよりも、活動の中で保育士がどのように子供とかわるべきかについて、大学から各領域の専門の講師を招き、定期的に研修を受けて取り組んでいるところです。

ふだん取り組んでいる個々の事業や活動において、非認知能力の向上とは捉えにくいものの、実際は日ごろの教育・保育の中で非認知能力の向上を意識した子供へのかかわりを実施しております。このような日ごろの教育・保育については、毎日の保護者の送迎時に保護者と直接対応することにより、1日の行動について連絡や報告をしております。また、園だより、地域だよりなど、ペーパーベースでの発信や、各保育園ごとにホームページを立ち上げており、それぞれ取り組む事業や子供たちの様子についても情報を発信しています。

さらに、平成27年度より園児、保護者、保育士の3者が同席する誕生日面談を実施し、一人一人の子供に対応した丁寧に向き合った情報発信につなげています。

以上のように、地域へ広く情報を公表するとともに、園児個々については直接保護者に伝えるなど、これらツールにより議員が申される非認知能力という観点からの情報についてさらに発信をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、太田議員からの質問の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） おはようございます。

太田議員の2つ目の質問、非認知能力の向上に向けた教育の充実をについて、学校教育課の立場からお答えさせていただきます。

非認知能力とは、先ほど議員の御説明や健康福祉課長からも答弁いたしましたが、IQや学力テストで計測され、数値であらわされる認知能力とは違い、忍耐力、社会性、社交性、意欲、誠実さ、忍耐強さ、好奇心の強さ、自制心、やり抜く力など、人間の気質や性格的な特徴も含めております。そして、この学力テストでは計測することのできない非認知能力が、豊かな人生のために極めて重要であること、非認知能力は人から学び、獲得するものであることなどと述べている教育経済学者もいます。

議員御指摘のように、平成29年3月に告示されました幼稚園教育要領では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活とのかかわりなど、非認知能力にかかわる内容が子供の具体的な姿で新たに明記されております。

同じく告示されました小・中学校学習指導要領には、育成を目指す3つの資質、能力の一つに、学びに向かう力、人間性等として、非認知能力に深くかかわる内容が明記されております。これらを踏まえ、教育委員会では、知・徳・体の調和のとれた園・学校教育を推進しているところであります。

現在、特に非認知能力の観点にかかわる具体的な取り組みといたしましては、授業で1時間に10人、または10回は、児童・生徒のよさや努力を認め、全ての児童・生徒を認めること、つまり自己肯定感を高めることとございます。授業や生活の中で見つけたよさを、朝の会や帰りの会で交流すること、挨拶をすること、早寝、早起き、朝御飯の取り組み、読み聞かせ、読書などがあります。しかし、このような取り組みだけではなく、非認知能力は特別の教科、道徳の時間はもちろん、その他の授業、部活動、学校行事、給食の時間、掃除の時間、家庭学習、地域でのボランティア活動など、全ての教育活動の中で育成されるべきものであります。

今後も、知・徳・体の調和のとれた園・学校教育活動を推進する中で、非認知能力向上の観点から指導のあり方等を見直すとともに、さまざまな機会を通して非認知能力の重要性とそのための取り組みについて、保護者、地域の方々へ啓発していくことを考えておりますので、よろしく御理解のほどを賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、大変恐縮ですけれども、4点ございます。

まず第1点は、一般質問における答弁の認識や重さについてであります。2つ目は、総合計画策定とあわせて、財政健全化条例を制定すべきであります。3つ目が、基金の適正な管理についてであります。4つ目は、塚の宮交差点改良計画その後の進展についてお尋ねをいたします。

それでは、中身に入らせていただきます。

第1点の、一般質問における答弁の認識や重さについてでございます。

私ども議員にとって、一般質問は意義のある発言の場であります。住民の方からも大きな関心と期待が持たれる、とても大事な議員活動の場であります。と同時に、議員として行政全般についての町の方針をただす一番の機会でもあります。

また、一般質問は、行政の長である首長に対して行うものであり、質問に対する答弁は、原則として首長が行うべきものと私は認識をしています。しかし、多岐にわたる行政課題の詳細な内容や数値等については、首長が全てを把握して正確な答弁を行うことは現実問題として難しいことだと思います。したがって、首長答弁にかわって副町長や教育長、ややもすれば、各所管課長が答弁することとなります。ただし、これはあくまでも首長答弁の補完とするものであり、政治責任を代行しての答弁ではないと考えます。

また、私ども議員、一般質問する側も、質問はあくまで質問に徹すべきであり、要望やお願い、またお礼の言葉を述べることは慎むべきことと思います。

議員が質問をする際には、一定のルールが規定されています。垂井町議会会議規則第6章発言では、発言内容の制限、質疑の回数、議事進行に関する発言などです。

ことし開催された一般質問において、質問者、答弁者について拾い上げてみました。

3月議会、質問者は8名で、17の質問でありました。最初の答弁だけでございますけれども、町長は2問について、各課長は17名で、15問について答弁がされました。

6月議会、質問者は9名で、16質問ございました。最初の答弁では、町長は3問について、各課長は17名が16の質問についてお答えがありました。

9月議会、質問者は11名で、25の質問がございました。最初の答弁で、町長は1問、各課長は26名で、25問についての答弁がありました。

再質問もありましたので、これには副町長や教育長、もちろん町長にも答弁をいただきました。しかしながら、質問内容等により答弁者や答弁回数についてはどうこう言えませんので、特に気になさらないでください。

それではお尋ねします。まず第1、一般質問に対する答弁者として首長にかわって答弁される方は、どういう認識のもとでおられるのかお尋ねします。このお答えについては、申しわけありませんが、副町長、教育長、そして各課長の中でどなたか一人お答えをお願いします。

2つ目、これは町長にお尋ねします。ただいま1番目について、3名の方に答弁についての認識等をお尋ねいたしました。答弁があると思えますけれども、その答弁について町長はどのように感じられましたか、お答えをお願いします。

3つ目、私は副町長、教育長、また各課長は、町長答弁の補完者だと認識しています。いわゆる政策等も含め、答弁は先に町長がされないと、補完者の方が先に答弁されますと、無理な結論づけ等がされると思えますが、いかがでしょうか。

他の自治体の一般質問を見ますと、さきの県議会や岐阜市議会、またはケーブルテレビ等で各議会の放映を見ましても、答弁は首長が先に答弁されているのが大半だと感じております。お答えをお願いします。

大きな2点目、総合計画策定とあわせた財政健全化条例を制定すべきであります。

この時期、地方自治体にあつては、次年度予算編成作業の大詰めだと思います。平成27年12月定例会において、私は予算編成にかかわるお尋ねをいたしました。国においては、翌年度に係る地方財政計画が示され、地方自治体はこれの動向を見て予算編成を進めるべくお話をさせていただいたところであります。

垂井町のホームページを見ますと、以前にお話をしました、町長から各職員に対し10月24日付にて平成30年度予算編成方針が示されました。これを見ますと、1つ目、日本経済の状況及び国の動向、2つ目、本町の財政状況と今後の見通し、3つ目、予算編成に当たっての基本方針と、3つの項目にわたり細かく示されております。細部については長くなりますので、ホームページをごらんいただきたいと存じます。住民の方も、これを見れば町の次年度予算の策定される方向性が理解されるのだと思います。

今年度、垂井町では夢と誇りを持ち続けられる地域力の強いまちづくりを推進するため、今後のまちづくりの方向性や方策を共有し、その実現に向け、計画的に取り組むための垂井町第6次総合計画を策定中であります。今回の12月定例会には、その第6次総の基本構想が提案を

されております。

平成28年6月定例会にて、私は財政健全化条例についてお尋ねをした経緯がございます。私としては、総合計画と財政健全化計画は大きくリンクしており、必要不可欠だと思い、今回お尋ねをするものであります。

1点目、平成30年度予算編成方針で、(1)に、日本経済の状況及び国の動向の中で、地方行財政等については、地方公共団体の基金や行政サービスの水準の地域差などの状況を含む地方単独事業の実態把握と「見える化」等を通じて、この見える化というのは、見るの見えると、化は化学の化であります。見える化であります。これを通じて地方行財政の改革を推進するとし云々と記述されております。

また、問題となっております地方交付税や地方消費税にも触れられておるところでございます。この中で、この見える化についてですが、職員に対してはどのような意図で何と説明されたのか、お尋ねをします。

2つ目、昨年の財政健全化条例の制定と、将来に向けて長期財政計画の策定と公表に向けての質問をさせていただきました。

町長の答弁は、多治見市の財政に関する多治見モデルについてお話されました。私は、町長の答弁から十分御理解いただいたものと思いました。多治見市も、平成20年に向こう8年間を見通しての第6次総合計画を策定されております。総合計画策定を見越して、その前の年の平成19年に多治見市健全な財政に関する条例を施行されております。

条例の中身を読みますと、予算、決算、財務諸表、これには貸借対照表、行政コスト計算書等がございます。それと、財政判断指標、経常収支比率等の資料がございます。それで、中期財政計画等が網羅されております。

この条例は、多治見市基本条例との整合性をとられております。本町におけるまちづくり基本条例を指します。検討とか研究ではなく、今直ちに取り組むべきと思いますが、御所見をお願いしたいと思います。

次に、大きな3つ目でございます。基金の適正な管理についてであります。

基金については、地方自治法第241条で、条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができると規定されています。

同条第2項では、条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなさいと定め、第3項では特定の目的のために基金を設けた場合には、特定の目的のためでなければ処分することができないと定めています。

第7項では、基金の管理について定めております。基金は、積立基金と運用基金があり、これらはまた4つの種類に分けられます。積立基金とは、財産の維持や資金の積み立てのために設置するということで、3つございます。1つ目は、特定の目的事業の財源として支出するため、これは財産維持目的基金といわれております。2つ目には、運用益を財源に充当するため

の基金、いわゆる資金積立目的基金であります。3つ目には、以上の1番、2番の2つを合わせた目的混合基金であります。それから、もう一つの運用基金、定額の資金運用のための運用基金がございます。

次に、基金の処分についてですが、基金は特定の目的のために設置されるものであり、当該目的遂行以外には処分、取り消しができません。基金の処分には一部処分と全部処分があり、全部処分とは基金の廃止となるので、事務処理としては条例を廃止して処分することになります。

そこで、お尋ねをします。

1つ目、基金には4つの種類があると言いましたが、本町には今現在15の基金がございます。これを分けるとしたらどのように分けられますか、お尋ねをします。

2つ目、地方自治法の規定により、基金管理としての事務手続として、基金台帳、基金現況報告書、基金運用調書等を整備されておりますでしょうか。また、垂井町には財務規則が見当たりませんが、規定されておりますでしょうか。

3つ目、さきの9月定例会にて、各種基金の整理統合再編について質問がございました。私がこれから述べます内容は、私のそのときの要点メモと議会だよりを読んでのお尋ねですので、御理解をお願いします。

答弁の中で、15種類の基金を管理しているが、統廃合のできるものは4つの基金が考えられる。これらの整理、統合、新設等は遅くとも来年度の早い時期に実施できればと答えられ、さらに今後想定される公共施設の老朽化対策として、これは仮称ですが、教育施設管理基金とか公共施設管理基金など、別の基金の新設を検討しているとし、早ければ本年度中、もしくは次年度でとの答弁がございました。

本町には、各種の委員会や審議会が設置されています。議会にも、所掌事務を所管する委員会があります。それぞれの基金を設置した経緯等を重きに置かれて、せめて関係機関に協議し、理解を求め、適切な事務手続を先に実施すべきと思いますが、町長の御見解をお聞かせください。

大きな4つ目でございます。塚の宮交差点改良計画その後の進展でございます。

この事業については、垂井町における道路整備施策の中でとても重要な事業であり、町長もそのように理解されている旨、いろいろな場所でお話をされております。所管委員会ではないので、詳細が私にはわかりません。3回目のお尋ねですけれども、お許してください。

以前、質問させていただいた際の答弁によりますと、横断歩道橋を折り返してつくるため、町が取得した土地に一部かかるため、事業としては町単独は無理であるとのことでした。と同時に、国が管理している歩道橋であるため、これが完了した後に交差点改良を後に進めていくとのお答えでありました。

また、南側先行実施についてお尋ねしましたが、信号機を動かす必要があり、これにより交差点間の距離が長くなり、公安委員会の規制で困難であるとの答弁もいただきました。このま

までは、この事業は相当遅延するか、または頓挫しないかとても心配であります。

その後の進捗について、地権者との接触状況や、設計内容が一部変更されたのか、また公安委員会との事前協議がされたのかなど、前向きな進展があることを信じまして、現時点の状況をお聞かせください。

また、あわせて用地買収が困難しておりますので、国道事務所等の御意見もあればお聞かせいただきたいと存じます。

以上、4点質問させていただきました。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の御質問の中の、一般質問における答弁の認識や重さについてという御質問に対して、私のほうから答弁させていただきます。

議員もおっしゃっておられましたが、住民の代表の皆さんからの一般質問につきましては、当然のことでございますが、私のほうでは重く受けとめて、回答につきましても町の考え方、それから方針等につきましても、議会という公の場においてその方向性を公表していくものでございまして、我々答弁に立つ立場におきましても、重要な機会であるという認識を持って答弁をさせていただいております。

ところで、山田議員の御質問の中にもございましたが、一般質問に対する答弁は原則として首長が行うものとの御指摘がございました。答弁内容につきましては、議員の皆さん方からの通告書に基づきまして、事前に庁内での調整会議におき、取りまとめたものを答弁させていただいております。我々が答弁をするにおきましても、町の方向性、方針としての認識のもとで答弁をさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 山田議員の御質問のうち、1番目の一般質問に対する答弁者として首長にかわって答弁する者はどういう認識のもとでいるかについてお答えします。

本会議における一般質問は、住民の代表者としての議員の皆様の重要な議員活動であり、町教育委員会の教育行政の説明を果たす点からも、極めて重要な場であると認識しております。そのため、事前に町長、副町長、各課長と十分な協議をし、町としての方向を踏まえた上で答弁をさせていただいております。

また、御案内のように、教育委員会の職務権限としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務を管理し、執行すると定められております。また、平成26年の同法の改正によりまして、教育行政の責任体制の明確化、民意を代表する首長との連携強化等を目的とした、いわゆる新教育委員会制度とすることが定められております。

私は、町議会における一般質問の意義を重く捉えますとともに、新教育委員会制度のもとの教育長としての責任を重く受けとめ、町長を初め、町長部局との緊密、かつ十分な連携を図り、真摯な姿勢で答弁すべきとの認識のもとで答弁をさせていただきよう努めておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の1点目の一般質問におけます答弁の認識について、課長を代表いたしまして、私のほうから御回答を申し上げたいと思います。

本会議におけます一般質問につきましては、答弁書の作成に当たりまして事前に課長会議におきまして町長、副町長、教育長、そしてまた各課長が出席する中でそれぞれの立場でさまざまな角度から検証を行いまして、町としての方向性や、あるいは考え方、そしてまたすぐさま対応していくべきか否かなどを協議・検討を重ねながら、執行部としての答弁書を取りまとめ、お答えをさせていただいております。

再質問をされる回数には、議会先例として申し合わせがされる中、答弁者側といたしましては質問内容によりましてできる限り答弁全体を詳細に網羅いたしまして、正確にお答えできるよう心がけておるところでございます。質問の案件によりましては、各関係課長が先にお答えをさせていただいている場合もございます。

いずれにいたしましても、答弁書の作成過程の中におきまして、町長の思いや考えといったものも十分把握、調整した上でお答えをさせていただいているといった認識でございますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうからは、山田議員の一般質問に対する答弁の認識の重さについて、それから2点目の1番について、少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、一般質問についてでありますけれども、地方自治法には行政が執行機関として位置づけられておるところでございます。138条の2におきまして、条例、予算、事務等をみずからの判断と責任において誠実に管理実行するというふうなうたわれておりますし、また議会におきましては、同じく96条におきまして、議決機関として議決事件が定められておるところでございます。

これとはまた別に、垂井町の会議規則53条の中に、一般事務につき質問をすることができるものと定められておまして、それぞれのもとにおきまして質問されておるところでございますが、この一般事務といいますのが町政全般にわたる町の方針でありますとか、考えについて述べておるところでございます。これを実行するのが執行機関である自治体であるというふうな考えております。

また、この一般質問におきましては事前通告制がとられておまして、その内容、趣旨等に



ついて先にお知らせをいただいておりますが、今まで3人が申しましたように、事前に課長会議においてこれをしっかりと調査・研究し、その方向性について意識を同一として持っておるところでございます。

議員は、私以外は全て補完者という位置づけで考えておられるようでありますけれども、この行政が執行していく場において、当然自治体の長である私がトップになりましてその下の執行機関になるわけでありまして、ここに答弁に立つ者はここで今申しましたように、課長会議において全て意思を統一した上で、確認した上で、私も同意した上で意見を述べております。

したがって、その部分におきましては執行者の一つ、一員になるというふうに私は認識をしております。

当然、答弁におきましては、補完する部分も出てまいります。提案、議案につきまして、細部につきましては補足説明をさせますというのは、まさにその補完の部分に当たるというふうに思いますが、この一般質問におきまして事前通告をいただき、内部調整をし、一つの方向性を持って答弁書をつくった部分において、ここに立って答弁する者においては一人の執行者であると私は理解しておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、再質問によりまして、その時々に応じますけれども、当然に大局にわたる部分、あるいは政治的判断が求められるものについては、これはなかなか難しいところもございますので、まだ統一もしていないところがございますので、これは当然に長である私が出てきて答えるべきものというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

一般質問は、議員の皆さんが町政全般についてその思い等をただす、また議員の皆さんがどのような方向で考えておられるか知らしめるいい機会でもあると思いますし、また大事な場であると思います。ここで、一般質問の答えと申しますか、一般質問について何が問題と申しますか、一般質問においては、誰が答弁をしたかが問題ではなくて、何を答弁したかが問題ではないかなというふうに思います。その答弁内容は今まで申しましたように、課長会議においてすべからずこれを一つの方向性を持って考えて統一してきたものでありますので、その答えにおいて全て職員が責任を持って答えておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

続きまして、2点目の平成30年度予算編成方針の見える化を職員に説明した意図についてでございますけれども、お尋ねの件に関しましては、国の動向として平成29年6月に国が示しました「経済財政運営の改革と基本方針2017」から抜粋して記載したものでありまして、職員に対してこの文脈に関する具体的な説明は行っておりません。しかしながら、この見える化の趣旨は、これから国は各地方公共団体の基金の状況などを把握し、決算情報などを通じて住民1人当たりのコストなどをわかりやすく公表、つまり見える化していくことを示しているものと、そのように考えております。

町におきましては、毎年「広報たるい」におきまして、一般会計における住民1人当たりの

決算額、あるいは1世帯当たりには換算した決算額や予算額を掲載するなど、わかりやすい公表に努めておるところでございますが、これらを通じまして住民の方々に町の財政に関心を持っていただくと同時に、見える化を進めておるのも一つだというふうに考えております。

以上の点から、予算編成事務説明会の際に、職員に対しましては経常収支比率の動向や特別会計等への繰出金の状況なども含めて町の財政状況を説明し、合わせてこれらの内容を通じて見える化に関する事項として基金の減少、記載の増加、実質公債費比率や将来負担比率の上昇などの可能性などを示唆し、適正な予算編成に当たるよう指示・説明したところでございます。

何とぞ御理解賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 私のほうからは、2点目の総合計画の策定と、あわせて財政健全化条例を制定すべきの点についてと、それから3点目でございます基金の適正な管理について、お答えをさせていただきます。

まず、大きな2点目の中の2点目でございますが、第6次総合計画とあわせて財政健全化条例の制定についてお答えをしたいと思います。

平成28年6月でございますけれども、議員から財政健全化条例に関する質問をいただきました。その後、第6次総合計画の策定とあわせて、条例を制定、導入すべきか、そしてまたあわせて垂井町まちづくり基本条例第14条第2項でございます、行政は、予算、そしてまた決算その他の財政状況について、住民にわかりやすい公表をしますといった規定も加味しながら、検討を進めてまいりました。その上で、参考にいたしました多治見市の健全な財政に関する条例に規定されている内容も検討をいたしましたけれども、その中には例えば予算決算、財政状況の公表、財務諸表の作成、基金及び地方債などにつきましては、ただいま垂井町でも審議しております第6次総合計画の各テーマ、行財政運営の中でしかるべき目標を立てながら個別計画を推進いたし、PDCAサイクルを運用することで効果が期待できるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

また、予定の第6次総合計画では、第5次総合計画とは課題も変化いたしておりますし、あわせて公共施設の老朽化も進む中、より多くの住民サービスの展開を進めてきた10年から、今後につきましては戦略的に事務事業を選択していく10年になるのではないかと、そのように認識をいたしております。それがために、我々職員の意識も変え、さらに共通の理解を図るなど、健全財政の維持に全庁的に取り組んでいく必要があるものと、そのようにも考えております。

したがって、以上申し上げましたような観点から、御提言をいただいております条例制定でございますけれども、いま一度十分なる検証をさせていただきますので、何とぞ御理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、大きな3点目の基金の適正な管理についてでございます。

3点ほどお尋ねでございますが、まず第1点目の、本町の15の基金の種類についてお答えを  
したいと存じます。

御案内のとおり、基金につきましては、地方自治法の第241条第1項の規定によりまして、  
一つには特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金でござい  
ます特定目的基金と、それから2つには特定の目的のために定額の資金を運用するための基金  
である定額運用基金、以上の2種類に大別することができると思います。

そして、またこのうち、1つ目に申しました特定目的基金につきましては、1つには、特定  
財源を確保するため、物などの財産を維持する目的で設置される基金、2つには、特定の目的  
のために資金を積み立てる基金、3つ目には、これら2者両方を混合した基金の以上の3つに  
分類することができますことから、ここに先ほど申し上げました定額運用基金を合わせますと、  
議員もおっしゃっていただいておりますとおり、4種類の基金に整理することができることに  
なります。

そこで、お尋ねの本町の15の基金の振り分けについてお答えをさせていただきますが、まず  
定額運用基金として位置づけることができる基金には、土地を取得することによりまして、事  
業の円滑な執行を図るために設置されております土地開発基金が上げられると思います。残り  
の14の基金につきましては特定目的基金に位置づけられ、その内訳といたしましては、地方財  
政法の規定によります財政調整基金、及び減債基金の2つの基金を含めまして、その他の特定  
の目的のために設置されました学校建築基金や、庁舎建設基金など、12の基金がございま  
す。

また、これら14の特定目的基金につきましては、さきの3つの分類のうち、特定の目的のた  
めに資金を積み立てる基金に位置づけられます。

以上、申しました14の特定目的基金の中には、現在2億円を保有いたしておりますふれあい  
交流基金が含まれておるわけでございますが、この基金につきましては、2億円の保有額の増  
減はいたしておりません。主に、運用上の収益、現在では非常に少額ではございますけれど  
も、利息のみを一般会計に繰り入れて運用していることから、議員もおっしゃっていただい  
ております運用益を財源に充当するための基金としても位置づけることができるのではと思っ  
ております。

以上、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の基金の管理についてでございます。

地方自治法の規定によりますと、基金管理としての事務手続としての基金台帳、基金現況報  
告書、基金運用調書等の整備状況についてお尋ねでございます。

現在、会計課では、基金台帳といたしまして基金出納簿を備えて各基金に属する現金の管理  
を行っております。また、基金現況報告書といたしましては、毎月基金に属する現金の保管状  
況表を作成いたしまして、例月出納検査においてその報告を行っている状況でございます。そ  
してまた、定額運用基金でございます土地開発基金につきましては、地方自治法第241条第5  
項の規定に基づきまして、決算書の中で基金運用状況調書として備えておるところでござい

す。

また、あわせて本町の財務規則等の整備状況についてもお尋ねでございますが、15の基金につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、地方自治法第241条の規定に基づきまして、基金の管理及び処分など必要な事項を条例で定めまして、そしてまた財務規則といたしましては、垂井町の予算の編成及び執行に関する規則、及び垂井町会計規則等に基づきまして、あわせて基金の適正管理に努めておるところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の基金の整理、統合、再編に関します協議についてでございます。

本件につきましては、できるだけ早い時期にお示しをし、実施できればと考えておるところでございますが、一方で、さきの一般質問でも申し上げましたとおり、今後の基金運用に当たりましては、公共施設等総合管理計画では、町の公共施設をこのまま全て保有し続けた場合、今後公共施設の維持・老朽化対策に多くの経費が必要になること、次年度に予定しております役場庁舎建てかえ等事業によりまして、今後庁舎建設基金の保有額は減少、あるいは廃止になるなど、また一方では庁舎建設関連の起債が増加することが見込まれます。

また、今後のクリーンセンターの建てかえ問題等に対処するため、環境衛生施設整備基金のあり方を検討する必要もあること、加えて将来的に民生費、あるいは扶助費はますます増加していくことが予想されますことから、保育園、こども園などの施設整備の側面だけではなく、社会保障の側面も含めて福祉基金を存続していくべきか否か十分検討する必要があることなどなど、以上、そのほか各種事業が抱えます課題も含めた上で推進していく必要があると認識をいたしております。

また、健全な財政運営を進めていくためには、基金は大変重要なものでございますので、今後策定を予定しております公共施設の個別計画、アクションプランでございますけれども、それらの内容を踏まえ、各基金の目的、趣旨に基づき、基金の運用やあり方を検討し、見直していく必要があるものと考えております。

したがって、現時点では新年度におきまして直ちに基金の統廃合を予定しているものではございませんが、主に施設にかかわるような基金につきましては、今後策定予定のアクションプランの内容も踏まえた上で十分協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、先行して一部の基金を廃止する際には、基金の目的も考慮いたしまして、所管の委員会を初め、関係機関とも十分協議をいただいた上で具体的な手続を進めてまいりたいと考えておりますので、あわせて御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 山田議員の大きな4点目、塚の宮交差点改良計画その後の進展について答弁をさせていただきます。

21号頃の宮交差点改良事業につきましては、平成27年度に事業化がされ、28年度には詳細設計業務を施行し、右折レーンの設置、歩道の拡幅、歩道橋の改良が計画をされました。

また、今年度につきましては、用地測量、補償算定の調査が予定されているところでございます。

本年4月から6月まで、岐阜国道事務所の職員とともに戸別訪問による説明を行いました。

ここまでは、6月議会で報告させていただいたものでございます。その後の経過につきまして報告をさせていただきます。

まず、7月20日に、表佐地区まちづくりセンターにおきまして、地権者や自治会長を対象に説明会を開催させていただきました。事業内容や今後の予定について、岐阜国道事務所のほうから説明を行っていただきました。その際、歩道設置の必要性、駐車場の確保、国道への出入り等課題や御意見をいただきました。その後、岐阜国道事務所と課題等対応について協議・検討を行ったところでございます。

また、説明会に欠席された方や未承諾の方々を9月から国道事務所職員とともに訪問、説明し、ほぼ承諾を得ている状況でございます。

設計内容につきましては、右折レーンの設置、歩道拡幅、歩道橋の改良については、基本的には変更はございませんが、国道北側の一部の歩道設置の必要性のあるなしを検討中でございます。そのため、公安委員会とは事前の協議を行っているところでございます。

今後は、まだ未承諾の方もおられますので、粘り強く交渉を行い、地権者全員の承諾を得てから用地測量、補償算定を行っていく予定でございます。

岐阜国道事務所も垂井町と協力し、地元の御理解を得ながら事業の推進を図りたいとお願いをいたしておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁、ありがとうございました。

まず、第1点目でございます。

副町長、教育長、課長の代表の総務課長、大変申しわけございませんでした。最終的に町長さんにお答えいただきましたが、いわゆる私どもは全文筆記の質問通告書を提出しております。全文筆記です。したがって、質問内容、件名からその内容、そしてさらに突っ込んだ質問、全て筆記で書いてあるわけでございます。

したがって、町の執行部が言われるには、課長会議を開いたり、内部調整会議を開いたりして、いろいろな調整をとりながら図って答弁書をつくっていくとおっしゃいましたけれども、前も言いましたけど、私どもは答弁書はもらっていないんです。終わってからでももらっていないんですよ。言葉で言われただけでは、これは議会の会議録でさらにそれを見なくては、どういう答弁だったかというのが確認できないんです。

会議録は、当然、全文筆記で会議録が作成されております。したがって、そこらあたりを含めまして、私ども議員としても、一生懸命こうやって質問はさせていただいております。もちろん、執行部は一生懸命に考えて、行政執行のために御答弁されているということを確認はいたしました。

最終的には、これからもまた一般質問の機会があると思いますが、町長が言われました、最終的には私の代弁者としての答弁だというふうに今おっしゃいましたので、そういった気持ちでもってこれからも質問させていただきますので、よろしくお願いします。

なお、補完者では、いわゆる副長以下は私は補完者と思っておりますが、町長は補完者ではないという考え方があります。これは、もう一度文献を読んでいただきたいと思っております。

それから、財政健全化条例を検証していくということでございます。しかし、今検証では遅いんですよ。なぜできないんですか、私が質問したのはもっと前に質問をしているんですよ。今、総合計画を策定しているじゃないですか。今議会に、基本構想がもう上がっているんですよ。

それで、なぜ財政の健全化というものを、いみじくも総務課長はいろんな形でこれから資金が必要だ、財源が必要だとおっしゃった。おっしゃったらそれには、確かに例規集を見ますと、予算編成方針、会計規則、いろいろ云々と、あっちこっちにいわゆる町の財政について公表したりするのがありますけど、財政健全化条例で、一発でこれを網羅したらいいじゃないですか。そこを私は言っているんですけども、もう一度見解をお願いします。

それから、基金のことでございます。よくわかりました。これからは、やはり基金を設けた以上は、やはり適正に執行していただかなくてはなりません。

けさの新聞にもありましたが、基金を多額で持っている自治体は云々というのがありましたけれども、どうもそれは執行されないというふうに今国のほうも出されましたけれども、やはり垂井町としての財源がやはり基金でありますので、これは適正執行されるようにいきたいと思っております。これについては現時点では考えていないということですので、これは了承をしたいと思っております。

それから、4点目の塚の宮交差点。説明会のときに欠席をされた方については、ほぼ承諾を得たというふうに理解してよろしいでしょうか。

出席された方の中では、先ほど建設課長もおっしゃいましたが、歩道の改良計画とか乗り入れの関係とか、いろんな形でまだまだ難関があると思っております。そこで、確かに歩道橋は国のものでありますけれども、歩道橋を折り返して垂井町が買収した土地につくるという、そこへおりにいくというこの事業は、これも手をつけないのでしょうか。それについてお答えをお願いします。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

一般質問につきましては、これからもまた真摯に対応させていただきたいと思ひますが、補完者という意味につきましては、補完者ではないと思ひているわけではなくて、補完者であると同時に執行者でもあるという思ひでござひますので、よろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。

それから、財政健全化計画でありますけれども、28年の6月に議員からこのことについて質問を受けておりますけれども、そのときの趣旨は、やはり今再質問でおっしゃったように、これから莫大な財政出動があるときに、その財源はトータルでどれぐらいかかるんだ、それに対してどうしていくんだということが少しでも安心できるような形にしたらどうかという趣旨での計画づくりというのではなかったかと思ひます。

そのときに、私は西寺さんの多治見市モデルのことをお話ししたんでありますけれども、今回まちづくり基本条例と対になるものではないかというようなお話でござひましたけれども、多治見市の場合、多治見市政基本条例というような形で、それを支えるために議会とか財政とか、8つか9つの条例がこれにぶら下がってつくられておるような状況でござひます。

翻って、垂井町の場合はまちづくり基本条例1本で今は動いておるような状況ではありますけれども、これ全て、いろいろなものが関係してくるわけにござひまして、とってじゃあ財政のことは何もやっていないのかというと、当然に財務4表等も先駆けて作成をしておりますし、またこれも公表しておるところでござひますし、予算とかそういったことも適切に公表しております。

また、計画等につきましても、今、第6次では毎年そのP D C Aを回していくためにしっかりとした検討をしていくというようなこともうたっておるわけにござひますので、そういった財務的な部分につきましては、トータルで全て網羅したというわけではござひませんけれども、適切に執行しておるような状況でござひますので、この条例をつくる段において、例えばいろいろな制約等が出てまいる可能性もなきにしもあらずということにござひますので、そこら辺を今は検討しておるような状況でござひます。

今、現状といたしましては、同じような状況の中での財政を何とか健全に動かしていくという方向で全ての事が回っておりますので、この現状をやはりしっかりと維持していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、基金の執行につきましては、今担当課長から説明しましたように、もしこれを変えていく場合には事前の協議とかしっかりと説明した上で進めてまいりますので、一方的に進めるというようなことはござひませんので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

坂の宮につきましては、担当課長のほうから補足説明をさせます。よろしくお願ひします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 山田議員の再質問について、お答えさせていただきます。

説明会に欠席された方につきましては、後日説明に行きまして、ほぼ承諾を得ております。

あと、歩道橋だけ先にできないかという御質問でございますが、やはり塚の宮交差点改良事業計画の中での位置づけで行っておりますので、あわせて一緒にやっていきたいということでございますので、御理解を願いたいと思います。

また、国道交差点北側の歩道のあるなしについて、説明会におきましては歩道をつけた図面で説明会を行いました。その中で、これはもう要らないのではないかというような説明がございましたので、その辺の検討をして、再度、地元の方、地権者の方に説明をしておるところでございます。

まだ、その方につきましては、御承諾は得ていないという状況でございますので、これからまた粘り強く行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目、成年後見制度の利用促進についてお伺いいたします。

成年後見制度は、平成12年に創設された制度ですが、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方が不利益を受けないようにするため、その方を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律面や生活面で支援する制度であります。

少子・高齢化が急速に進む中、高齢者の人口増加による認知症高齢者の増加に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあります。平成28年末時点における全国の利用者数は、約20万人となっています。しかしながら、制度の利用対象となり得る認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者を合わせた約900万人と推定されるのと比べますと、成年後見制度の利用が進んでいるとは言いがたい状態であります。

認知症高齢者は、現在、全国に約500万人以上いると推計されているところでありますが、いわゆる団塊の世代が75歳以上に達する平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人までに増加すると予測されています。

また、障がい者は認知症高齢者と異なり、親なき後も含めて長期間にわたる支援が必要となりますが、障がい者白書によりますと、知的障がい者の方は、平成17年には約42万人だったのが、平成23年には約62万人となっており、6年間で約20万人増加しています。精神障がいの方



についても平成20年には約290万人だったのが、平成26年には約360万人となっており、6年間で約70万人増加しており、今後も増加傾向が続くと予測されております。

このように、今後ますます成年後見制度の利用が必要な方が増加すると見込まれております。また、成年後見制度の担い手である成年後見人等に関して、制度開始当時は本人の親族が就任するケースがほとんどでありましたが、徐々に親族以外の第三者が選任されるケースが増加し、現在は親族が約3割、親族以外の第三者が約7割という状況になっており、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加する中で、第三者後見人の必要性はますます増加していくものと考えられます。

このような状況の中、平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、翌月の5月に施行されました。この法律が制定された背景には、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、成年後見制度がこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという状況があります。

成年後見制度の利用が進まない原因については、後見人の職務は、財産管理や契約などの法律行為の代理が中心となり、本人の生活の質の向上により財産をできるだけ減らさないようにすることに重点が置かれ、本人がメリットを余り実感できないことでもあります。後見人に医療同意や死後事務を行う権限が与えられていないこと、後見人をつけた方には、医師や弁護士、公務員などの資格は認められないといった権利の制限がされていること、後見人による財産横領の不正事件が後を絶たないことなど、幾つか指摘されているところであります。

また、国においては、法の制定を受け、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、この基本計画を勘案して、市町村においても基本計画を策定することが求められているところであります。国の基本計画では、1. 利用者がメリットを実感できる制度運用への改善。2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり。3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の3点がポイントとして上げられています。

1点目については、財産管理だけでなく、意思決定支援や身上保護も重視すること、適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等の環境を整備すること、適切な後見人を選任するための診断書のあり方の検討を行うとしています。

2点目の地域連携ネットワークづくりでは、権利擁護支援が必要な方の発見と早期からの相談、後見人等を含めたチームによる本人の見守り、地域連携ネットワークの中核機関の設置等を市町村に求めています。

3点目については、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正防止効果に期待しつつ、後見制度信託に並立、代替する新たな方策の検討を行うとされています。

垂井町においては、これまでも成年後見制度の利用に係る費用の一部を助成するサービスを実施していただいております。成年後見制度の利用が必要な方が制度を適切に利用できるよう、さらなる普及啓発を進めるとともに、今後の成年後見制度利用者の増加に対応できるよう、弁

護士や司法書士だけでなく、行政書士、社会保険労務士などを初めとする多様な専門職や法人、市民後見人が担い手として活躍できるよう、家庭裁判所や各専門職団体との連携を強化すべきであると考えますが、垂井町として現在どのような課題認識を持ち、今後取り組んでいくのか。また、成年後見制度利用促進法や国の基本計画を受け、いつまでに町として基本計画を策定するつもりなのか、御所見をお伺いいたします。

続きまして、障がい児者支援のあり方について2点お伺いいたします。

1つ目に、障がい認定に至らない子供への対応について確認させていただきます。

保育園、幼稚園も含めて、今軽度の障がいの疑いのある子供、少し心配のある子供がふえてきているとお話を伺っています。そうした児童に対して、特に症状が顕著な場合は、保育園、幼稚園から受診を進めるなどの助言をすることもありますが、受診するか否かは保護者の判断となります。医療機関等で受診を受け、診断が確定すれば、手帳等の交付を受け、福祉サービス等を受けることができます。しかしながら、自身の子供に障がいがあるということに不安を抱き、医療機関の診察に踏み切れないという方や、また軽度の疑いがあるが、診察までの必要があるのか悩んでいるといった方のお話も伺うことがあります。

こうした状況の中で、特に保育園においては、原則条件が整えば保育義務が発生し、保育園として預かることになるわけですが、こうした障がいの疑いのある子供は、やはり手もかかりますし、目も離すことができません。保育園では、自助努力で保育士を加配し対応しているところであるわけですが、厳しい財政運営の中で、保育士加配基準以上の保育士を設置することは非常に困難な状況であります。

そこでお尋ねいたします。保育の現場で手のかかる子供さんが増加傾向にありますが、この問題について認識と取り組み状況についてお伺いいたします。

続きまして2点目、福井県で導入されている発達障がい児者支援ツールの研究導入の必要についてお伺いいたします。

軽度の障がいの疑いのある子供の育成の課題について学ぶ中で、福井県が先進的に取り組んでいることを知りました。福井県では、発達障がい児者への支援は幼児期から学齢期、そして就労期まで、ライフステージを通じて継続した支援を行うことが重要であり、早期発見、早期支援、途切れない支援を実現するために、福井県方式の支援ツール、「子育てファイルふくいっ子」を作成されました。このファイルは、福井県と臨床心理士の黒澤礼子氏が共同で開発したもので、黒澤式アセスメントとともにプロフィールシート、個別支援計画シート及び継続シートから成っています。黒澤式アセスメントの特徴は、調査票の点数をレーダーチャートにすることにより、子供の状況をわかりやすく目に見える形にしているところです。また、特殊な知識や専門性を必要とせず、客観的な把握が可能で、赤ちゃんから成人までのアセスメントがあり、時間的変化を見ることができます。ポイントとして、このアセスメントは、本人の発達障がいを診断するものではないということです。本人がどのような傾向があるのか、どのように対応したらいいのかを確認するためのものであり、医療機関で診断を受けていない軽度の障

がいの疑いのある児童も利用することができます。

気になった時点で誰でも気軽に組みあがるわかりやすいアセスメントを実施することで、早期発見につながり、またその評価をもとにした個別支援計画をつくり、実践に取り組むことで早期支援を行い、さらにその結果を次の機関に引き継ぐことで途切れない支援を継続させていくことを目指しています。

先ほど申し上げましたとおり、保育園、幼稚園の現場では、軽度の障がいの疑いのある児童が多くなってきている中で、同様の取り組みが必要ではないでしょうか。

ここで担当課にお伺いいたします。

軽度の障がいの疑いのある児童を含めて、幼児期から成人まできめ細かな支援を受けられるよう、福井県の子育てファイルふくいっ子を参考にした取り組みが必要だと考えますが、お考えをお聞かせください。以上です。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員の質問の内容は健康福祉課所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、成年後見制度の利用促進について、町として現在どのような課題認識を持ち、今後取り組んでいくのか。いつまでに基本計画を策定するのかの質問についてお答えさせていただきます。

まずもって、成年後見制度の経緯についてですが、平成12年の介護保険制度導入に伴い、高齢者の介護サービス提供が措置から契約に変わったため、認知症高齢者の方などが契約という法律行為を行わなければならないことから、従来の禁治産制度が見直され、整備されたものが成年後見制度です。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、また障がいを持つ方の保護者の高齢化による親なき後の不安などにより、権利擁護のニーズは高まりつつあると考えています。

国では、地域連携ネットワークの構築を基本計画に定め、チームによる見守り体制の整備、協議会によるチームの支援及び中核機関の設置による地域連携ネットワークの段階的整備をうたっています。

本町においては、来年度から実施いたします在宅医療・介護連携推進事業による協議体や地域ケア会議推進事業による地域ケア推進会議などが類似の組織であることから、これらの組織等を活用しながら、国の基本計画が求める地域連携ネットワークにおける3つの役割、1つ目が権利擁護支援の必要な人の発見及び支援、2つ目が早期の段階からの相談、対応体制の整備、3つ目が意思決定支援、心情保護を重視した後見活動を支援する体制の構築、これら3つを実施するための仕組みを構築していく必要があると考えています。

議員御説明のとおり、国の基本計画に基づき、市町村は地域連携ネットワークと中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるとあります。近

隣市町の策定状況や現在の垂井町の状況及び計画の策定が努力義務の範疇からしてもすぐに策定が必要かと判断しかねているところがございます。

当該基本計画において、平成33年度までの工程表が示されており、今後この工程により進められる具体的な施策等を注視しながら、先進自治体における取り組み状況も把握し、成年後見制度を進めていきます。なお、計画の策定にかかわらず、当町としては引き続き制度に係る支援をしていくことには変わりはなく、さらに制度の普及及び利用についての啓発に力を注いでまいります。

次に2つ目の質問、障がい児者支援のあり方についてですが、初めにグレーゾーンの児童の把握状況と対策の確認についてお答えいたします。

グレーゾーンの子の保育に係る認識については、判断する線引きが難しいため、一概に増加しているとは言い切れませんが、最近特に園及び保護者それぞれの意識が高まり、丁寧に子供と向き合うようになってきているのが現状です。特にグレーゾーンの子については、障がい児と決めつけるのではなく、支援が必要な子、配慮が必要な子、発達がおくれている子といったような緩やかな表現をしています。また、支援が必要な子に対し、当町の保育士の間では、困った子は、困っている子といった考えをもとに、一人一人に内面から寄り添った丁寧な支援に心がけているところです。

町の取り組み状況ですが、町立全園で支援が必要な子供について情報を共有し、町立全園の見解において、子供が園生活で困ることがないように、保育士を加配しています。保育士の加配については、ただ単に多く加配、配置するのではなく、年齢や一人一人の特性などを鑑み、加配の必要性について、各園長のほか、いずみの園の園長、保健センターの保健師、子育てアドバイザー、特別支援教育指導員などの意見に基づき決定しています。また、保育士を加配すること以外に、1つに、保健センターの乳幼児健診にいずみの園職員が同席することにより早期発見につなげています。

2つ目に、平成27年度より児童発達支援指導専門員を大学の先生に委嘱し、いずみの園での療育について指導を受けていることに加え、年2回、各園の巡回指導において支援が必要な子供の教育・保育方法について、保育士が指導を受けています。また、いずみの園の指導員が各園へ訪問したり、逆に各園からいずみの園へ指導見学に行くことにより、各園の保育・教育の現場と療育が連携しております。

3つ目に、平成27年度より大学に専門の講師を依頼し、町内保育士及びいずみの園指導員が研修を受けることにより、療育や保護者支援の知識を学んでいます。

4つ目に、町内の小学校、中学校、高校の各校長、各保育園長、幼児教育指導員、学校教育課、健康福祉課などで構成する垂井町保幼小中18までの連携協議会、これは教育委員会管轄でございますが、これを設けまして、乳幼児から大人までの途切れのない支援につなげています。

5つ目に、平成28年度よりいずみの園、保健センター、特別支援教育指導員、健康福祉課などの職員で構成する療育システム推進会議というものを設置し、福祉と教育が連携し、町内の

発達障がい児の支援などについて検討し、途切れのない支援につなげています。

6つ目に、児童発達支援指導専門員とことばの教室の指導員の協力により、平成28年度より「子どもの育ちに正しい理解を」と題して、昨年は「地域で支える子どもたち」、ことしは「子どもが豊かに成人期を送るために必要な要素」をテーマに、4こま漫画つきの記事を広報「たるい」で4回連載し、保護者や地域の方に子供の育ちについて理解していただけるよう、早期発見、早期療育につなげています。

7つ目に、垂井町生活支援ノート「すくすく」を作成し、乳幼児期から大人までの途切れのない継続した個別支援を受けることにつなげています。

8つ目に、園での送迎時に担任と保護者が子供の様子を話すようにしており、話していく中で、保護者の心配な声を聞くようなことがあれば、面談等により繰り返し保護者の話を聞き、必要に応じて、いずみの園、ことばの教室や医療機関への受診の話をするなど、早期発見、早期療育につなげています。その一環として、乳幼児健診のない4歳、5歳、6歳の誕生日面談というものを園にて実施しております。

9番目に、いずみの園やいずみカフェにおいて保護者支援を実施しておるというところでございます。

以上のように各種取り組みを行っており、支援が必要な子供への対応について、現在、子育て支援の中でも特に力を注いでいるところでございます。

次に2つ目の質問、福井県方式導入の取り組みが必要と考えるがについてですが、当町でも平成29年1月から垂井町生活支援ノート「すくすく」の配付を始めたところです。生活支援ノート「すくすく」というのはこういうものでございます。中がバインダー方式のファイルとなっております、加除できるものでございまして、この中の様式はホームページからダウンロードとして、どんどん加えていけるというものでございます。

この生活支援ノート「すくすく」は、プロフィール、医療情報、福祉情報などを初めとして、乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージにおける成長の過程、各支援機関での相談内容や支援の記録を整理し、ファイルにしておくことができます。このノートを見れば、各ライフステージを通じて、そのときそのときの支援機関などで情報共有することができ、途切れのない一貫した支援を受けられるなど、将来その情報が必要になったときに活用していただくことのできるものです。また、障がいの特性をさまざまな生活場面で周囲の人に理解してもらうためのツールとしても利用できるものです。この生活支援ノート「すくすく」には、早期発見につなげるための黒澤式アセスメントのようなものではありませんが、途切れのない支援を補助するツールとして活用できるものでございます。

福井県の一目でわかるレーダーチャートも参考になるとは思いますが、数値で子供の状態を把握することよりも、一人一人の子供と向き合った丁寧な子供の状態把握及び支援を充実させることにより、垂井町の療育をさらに充実させることに重点を置きたいと考え、現在、早期発見については、保健センターの乳幼児健診にいずみの園職員が同席するなど、いずみの園、保健

センター、各保育園が連携して取り組んでいます。議員御提案の福井県の取り組みも参考にしながら、今後も早期発見、早期支援、途切れのない支援をさらによりよく進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、中村議員からの質問の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 中村議員の2つ目の質問、障がい児者支援のあり方についてのうち、2点目の福井県で導入されている発達障がい児者支援ツールの研究と導入の必要性について、学校教育課の立場からお答えさせていただきます。

保育園、幼稚園、小・中学校、そして高等学校が連携をし、特別な支援を要する園児、児童・生徒に対して、早期発見、早期対応、切れ目のない支援をしていくことは重要なことと考えております。

そこで本町では、平成25年に様式を見直し、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、個別の支援計画を作成し、幼児、児童、生徒の実態とそれに対する支援方法について具体的に記述することにより、継続的な支援ができるようにしてまいりました。この個別の支援計画は、小・中学校でも引き継がれ、場合によっては高等学校へも送付することによって、切れ目のない支援につながるよう努めているところであります。

今回、御紹介いただきました子育てファイルふくいっ子を拝見させていただきましたところ、幼児、児童、生徒の実態を、活動、学習の様子や人とのかかわりといった視点から記述をしたり、支援目標と支援内容を明確にして支援計画を立案したりする点においては、本町の個別の支援計画と同じ内容でございました。

今後は、例えば子育てファイルふくいっ子の子供の状態をレーダーチャートにあらわし、視覚的に捉えやすくする工夫などを参考にしながら、本町の個別の支援計画の改善に役立てていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 御答弁ありがとうございました。

再質させていただきます。

今回、成年後見制度の利用促進についてですが、認知症、知的障がい、精神上的の障がいのある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況を知り、質問させていただきました。利用が必要な方を適切に制度利用につなげるため、福祉関係者団体へのさらなる普及啓発など取り組みの充実が必要だと考えますが、その1点、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員からの再質問、福祉団体等への啓発についてということでございますが、今後いろいろな会合等々ございますので、その中で私どものほうから、そういう対象となる方の情報をいただくとか、また当然こういう制度があるという啓発をどんどん進めてまいりたいと思っております。また広報等でも公表してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） それでは、一般質問いたします。

議長のお許しを得ましたので、順次追って質問いたします。

私の質問は、子供の貧困対策についてであります。

ことし12月1日の中日新聞に「学力格差小4が分岐点」との見出しで、子供の貧困問題について特報が出されておりました。それによると、貧富の差による学力格差は、小学校4年ごろから拡大していくと日本財団が分析したものを発表したものであります。私は、学問においては生まれながらにして平等でなければならないと思っていました。お金で学力に差が出ることはあってはならないことであります。しかしながら、小学校6年生を対象にした調査によると、世帯の収入が高いほど学力の点数が高い結果となっております。その原因となるのは、学校外での活動、すなわち学習塾や習い事に支払う費用に差が出ているとの分析結果となっているからであります。

教育界では、小学校4年生になると、学習面で壁に当たるという現象はよく知られたことのようにあります。この壁とは、4年生からは応用問題や文章問題が多くなり、3年生まで積み上げてきた基礎学力の差がはっきり出るとのことです。

今回、このテーマ、子供の貧困対策を選択したのは、今までに新聞や研修などで多く耳にしているものであります。我が垂井町においては、教育委員会の資料、行政の資料、どのような資料を見ても全く住民への情報がなかったからであります。住民の知る権利からも、行政の考え方を聞くものであります。

質問は4点ございますが、それでは順次追って質問いたします。

第1点目の質問は、貧困の定義について質問いたします。

今まで貧困といえば、生命を維持するため最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態、すなわち途上国の飢餓で苦しんでいる子供たちのような貧困を考えておりました。これは、絶対的貧困というふうであります。しかし、貧困にはもう一つの定義があるようです。

もう一つの貧困とは、地域社会において普通とされる生活を享受できない状態であり、相対的貧困と呼ばれるものであります。その判断は、貧困が普通であるからどうかは、普通の生活であるかどうかを相対的に判断されるものであります。垂井町行政における貧困について定義

されているのでしょうか。相対的貧困の具体事例はあるのでしょうか。どの生活レベルの人が貧困と判断されるのか、具体例を入れて説明していただくとありがたいと思います。

第2点目の質問は、垂井町内の子供の貧困家庭の数量についてお伺いいたします。

厚生労働省のデータによりますと、17歳以下の子供の貧困率、2009年度においては15.7%であり、わずかずつ増加傾向にあるようであります。すなわち、6人に1人が貧困家庭の数量となっているようであります。

次に、子供の貧困対策の推進に関する法律第4条には、地方公共団体の責務が規定されていますが、その内容は、子供の貧困対策に関し、地域の施策を策定し、実施する責務を有すると規定されております。垂井町の実態はどうなっているのかについてお尋ねします。国と比較して貧困率は多いのか少ないのか、また貧困対策の施策はできているのか。施策を実施せよとの規定であるが、進捗状況を御説明いただくとありがたく思います。

第3点目の質問は、学校教育における貧困と学力格差についてお尋ねします。

冒頭、中日新聞の特報について述べたところでありますが、小学校4年生が学力格差の分岐点になることを初めて私は知りました。今まで、単に低学年と高学年に分けているのだと思っていました。4年生の壁に対して、教育委員会としては何か対策は立てているのでしょうか。4年生の壁について詳しく説明いただくとありがたく思います。

垂井町の教育資料を見ても、貧困対策については一行も書かれていないようであります。各小学校の経営の重点の項目に危機管理の徹底とか家庭訪問などは書かれていましたが、貧困対策については重点項目にはならないのでしょうか。公平に教育が受けられることは基本のように思います。お金、すなわち家庭の収入によって学業に格差が出るのは正しいことではないと思います。公の立場として、貧困による学力格差が出ないような対策が必要と思いますが、今後の方向についてお伺いします。

第4点目の質問は、こども食堂についてであります。こども食堂とは、経済的な事情などにより家庭で十分な食事がとれなくなった子供に、無料、もしくは安価な食事や居場所を提供する活動と定義されているようであります。こども食堂の名前は、2012年に初めて使用されたもので、朝日新聞の調査では、全国で319カ所設置されているそうであります。岐阜県では、こども食堂運営支援と題して、2017年、ことしの2月に岐阜県の取り組みが報告されています。その内容を見ると、第1項目に、岐阜県は新年度から子供の貧困対策として、貧困家庭の子供らに無料や低料金で提供するこども食堂に取り組む市町村に対し、運営費の半額程度を補助すると規定されています。

そこで、垂井町の今後のこども食堂についての考え方を伺います。

以上で私の質問は終わります。よろしく答弁お願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 後藤議員からの質問、子供の貧困対策についての一部が健康福



社課所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、貧困の定義についてと垂井町内の貧困家庭の数量についてですが、議員説明のとおり、貧困には絶対的貧困と相対的貧困があります。政府統計のうち、厚生労働省の国民生活基礎調査に相対的貧困率という指標がありますが、相対的貧困率は、貧困線を一定基準とし、これを下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。この等価可処分所得とは、世帯の収入から税金、社会保険料等を除いた手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことをいい、貧困線とは、この等価可処分所得の中央値の半分の額のことをいいます。この算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいているものです。わかりやすくいいますと、所得が国民の平均値の半分に満たない人の割合というようなものです。平成27年の貧困線は、122万円となっており、相対的貧困率は15.6%と前回より若干減少しております。貧困の世帯の特徴としては、単身世帯とひとり親世帯が多い状況となっております。

また、子供の貧困率は、2009年に15.7%であったのが、2012年には16.7%と上昇した後、最新の2015年には13.9%と大きく減少したものの、7人に1人が貧困家庭と相変わらず厳しい状況となっております。なお、これらの指標において、垂井町としての数値はありませんが、一つの参考指標となるものでございます。

しかし、貧困についてはその定義づけが難しく、センシティブな問題、また一律に生活レベルの線を引くことも難しいため、政府統計の指標を参考としつつ、個々のケースごとに判断する必要があるものと考えており、当町の貧困程度のレベルについては判断することが難しいのが現状です。また、子供の貧困に対する施策について、垂井町独自での計画は持っておりませんが、岐阜県において、現在第3次岐阜県少子化対策基本計画の一部に岐阜県子どもの貧困対策計画を位置づけており、この県の計画に基づき県と連携を図りながら各種施策を展開していくものと考えているところでございます。

次にこども食堂についての質問ですが、岐阜県では、岐阜県子どもの貧困対策計画に基づき、経済的な理由や複雑な家庭環境により十分な学習機会を得られない子供に対し、学習支援を行う必要があること、またこうした子供たちは孤食等の問題も抱えるなど、生活面での支援も必要としていることから、学習面及び生活面について、単体ではなくセットでケアしていくことが必要であるため、現在、県では子ども食堂運営支援事業を進めているところです。

この補助事業は、やる気のある事業主体を支援するものとして、補助は金銭的負担の大きい初年度のみとし、補助率は2分の1となっております。当事業については、先日の新聞で今年度の支援は県内1自治体のみとの報道がなされたばかりで、各種諸条件が整わない限り事業の展開が難しいことを示しているものと考察いたします。こども食堂の実施については、実施する団体の有無やニーズなど課題もある中、当町としては、今年度から県の受託事業として、垂井町社会福祉協議会が子どもの学習支援事業を実施しているところです。まずは現在取り組む学習支援事業について、しっかりした支援体制を構築し、事業の展開を軌道に乗せることを目指しています。今後、学習支援が順調に進み、支援についてのノウハウを蓄積した後、次のステ

ップとして、生活面の支援であるこども食堂の設置についても検討を進めていき、いずれは県が目標とする学習面及び生活面においてセットで支援し、子供が安心していられる場所づくりが構築できるよう、町社会福祉協議会と連携して支援体制を整備していきたいと考えているところですので、よろしくお願いたします。

以上、後藤議員からの質問の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 後藤議員の御質問のうち、3点目の学校教育における貧困と学力格差の実態についてお答えさせていただきます。

経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助する要保護家庭と準要保護家庭の児童・生徒の町内全児童・生徒数に対する割合は2.9%となっております。中日新聞の報道において、学力格差小4が分岐点という記載がありました。子供の発達の段階ごとの特性から、9歳以降の小学校高学年の時期には、対象との間に距離を置いた分析ができるようになり、また知的な活動においては、より高度化した追求が可能になる段階になります。自分のことも客観的に捉えることができるようになります。こうした発達の段階を踏まえて、学習内容も系統的に配列されていますので、学習が難しくなるように捉えられるものだと思います。

また一方で、この時期には発達の個人差も顕著になりますので、自己肯定感が持ちにくくなるという時期にもなります。こうしたことを踏まえて、9歳から10歳が学習面などで壁に突き当たるという現象、小4が学力の分岐点となるといった表現がなされているのだろうと考えております。しかしながら、実際に児童の様子を見てみますと、4年生のみならず、その学年その学年で乗り越えなければならぬいわば壁があると捉えております。

そこで、垂井町小・中学校教育指導の方針と重点に基づき、一人一人の学習の状況を捉えた上で、児童・生徒一人一人に確かな学力を育む指導に努めているところであります。具体的には、県の少人数学級は小学校3年生までとなっておりますが、3年生までは2学級であった学級が4年生になり1学級となる場合には、町の教育支援講師を配置し、引き続ききめ細かな指導ができるようにしております。また、小学校1・2年生の学級を中心に、実態に応じて町の個別支援教育講師を配置するなど、子供の実態に応じた指導ができるようにしております。

さらに、土曜日授業においては、教科等の学習の復習をしたり、練習問題に取り組んだりするなど、学んだことの習熟に取り組めるようにしておりますし、各学校におきましては、各学期に数回、補充授業を行ったり、学校によっては曜日を設定して放課後学習を位置づけたりしております。また、長期休業中には、小学校では3日から6日間、中学校では5日間、学習会を開催し、学力の定着に努めておるところであります。今後も引き続き家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供たちに確かな学力が身につくよう取り組んでまいりますので、よろしく御

理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 大変詳しい答弁ありがとうございました。

二、三、再質問をさせていただきます。

定義について、OECDの資料に基づく判定で出されているようでありますが、1点、貧困対策の定義というのを私どもことしの8月に皆さん議員と一緒に研修を受けに行ったところですが、そのときに講習会の中で、「高校生の声」というビデオを見ながら研修を受けたわけなんです。そこにはいろんな言葉があって、例えばこの世に生まれてきてんから、腹いっぱい食べ大きくなりたいという意見とか、家族がぎくしゃくしていて、友達と遊びに行けることが少なく、つき合いが悪いと思われがちとか、パソコンや電子辞書、あと新聞をとりたい、この3つが今切実に欲しいですとかいう意見が、まだほかにいっぱい、それをビデオにしながら見せていただいたんですけども、本当に貧困の定義というのを私ども初めて感じたわけなんですけれども、もう何年かたって貧困という言葉は使われてきているし、やはり社会でもって公平な立場で学力ができるようにすべきだと思います。

こういった先ほどの定義は、OECDの計算にもよるわけなんですけど、もう一度、ここの定義の仕方で今言ったような、普通と離れたような方の扱い、そういったものの認識を捉えているというのはあるんでしょうか。そこがちょっと気になったので、まずその点について1点お聞きいたします。

それと、その次は、学校教育なんですけれども、3年から4年に、私は低学年から高学年というふうなイメージで思っていたんですけども、貧困に関する法律の大綱が出ていると思うんですけど、その中に子供の貧困に関する指標という中で、スクールソーシャルワーカーを導入してはどうかというふうな言葉も入っているんですけど、そういったものは今入れていたんですかね。それを導入するとか、そういった中で、きめ細かな学校での管理はできないかどうかと思いますので、そのスクールソーシャルワーカーについて、どう対応するのか、お尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一つは、質問にも入れていたんですけど、この貧困という言葉が、先ほどの少子化対策の中で僕も読んだんですけど、やっぱり言葉に出して、文章に一言でも残しておく。貧困対策計画でもいいんですが、やはりこの垂井町の資料の中で何か言葉にして残すことが僕は非常に大切だと思うんですけど、そこらあたりを中川町長にお尋ねするんですけど、その定義から含めて貧困ということに対して、重要なキーだと私は思うんです。今後の対策も含めてどう捉えていくのかというものを、町長の考え方を最後にお聞きして、再質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 後藤議員から、学校教育に係りましてお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

学校教育において、経済状況の差が学業の成果につながってはならない、そのことについては、まずもって議員と同じ考えでありますので、経済状況にかかわらず、全ての子供一人一人の状況に応じて、それぞれ学業の成果が出るように配慮しているところであります。

お尋ねのスクールソーシャルワーカーでございますが、このスクールソーシャルワーカーについては、学校と家庭をつなぐ役割を持つ新たな職ということで、現在、西濃教育事務所に1名、県のほうから派遣がなされ、配置がなされているところであります。必要に応じて、西濃教育事務所のほうに申請をし、状況に応じて派遣をしていただくというような手続で使用可能という状況になっております。また、さまざまな家庭の問題にかかわりまして、家庭に入り込んで指導するという役目も担っておりますので、今後配置が要望されているところであります。私ども町のほうにはスクールアドバイザーがおりますので、このスクールアドバイザーを活用しながら、家庭と学校、保護者をつなぎながら子供たちとのよりよい関係をつくり、さらに学業にもつなげていきたいと考えているところでありますので、よろしく御理解賜りますことお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一番最初に、1点目に貧困の実態について、相対的貧困の実態ということだったと思いますけれども、先ほどの答弁の中にありましたように、絶対的貧困につきましては、子供たちについては、要保護、準要保護が割合として2.9%あるというような数値が出てくるわけでありまして、相対的ということになりますと、先ほども答弁いたしましたように、定義づけが非常に難しい、今OECDから引用しましたけれども、非常に難しい感覚的なセンシティブな問題と言いましたけど、感覚的な部分があると思います。ですから、これをどこか一定の線を引くというのは非常に難しいと思いますので、これの定義づけというのは町で持つておるといのは現実的に難しいという認識でございます。

それから、貧困という言葉はどう捉えるかということでもありますけれども、今ちょうど垂井町は第6次総合計画が今議会に上程しておりますけれども、この中に実はユネスコが定めるSDGsと申しますが、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズという形で、ユネスコが17の項目を定めております。持続可能な発展ということです。それを目指すための指標として17の指標を定めておりますけれども、その中の第1点目に貧困というのが上がっております。したがって、当然6次総でもこのSDGsというのを意識していく中で、この貧困というのを取り上げていくことになろうというふうに思いますので、よろしく御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

私のほうからは、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、学校等のトイレの洋式化についてでございます。2点目は、町営住宅の現状とこれからの課題について。3点目は、空き家対策について。以上3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、学校等のトイレの洋式化についてでございます。

NPO法人日本トイレ研究所が平成29年3月に全国47都道府県の小学生4,777人に排便と生活習慣に関する調査をしたところ、小学生の6人に1人が便秘状態で、さらに3人に1人は便秘状態、便秘予備群であることが判明し、さらに便秘の小学生のうち、約半数が自分の便秘について誰にも相談したことがないという結果が報告されておりました。

生活習慣や食生活が多様化する中、子供の便秘が増加しているということの背景には、家庭での生活習慣や食育、または学校のトイレの老朽化や洋式であるか否か、また小学校での排便教育が浸透していない現状にあるとも考えられます。

そこでお尋ねしたいと思います。

まず1つ目でございますが、垂井町での排便教育の現状についてはどうか。

2つ目として、小・中学校のトイレの洋式化についてはどうか。

3点目ですが、小・中学校及び体育館は、災害時での避難所として指定されており、体育館のトイレを小さな子供から高齢者、そして障がい者の方など多くの方が使用されるため、多目的トイレの設置も必要ではないかと考えますが、災害対策の観点から、特に体育館のトイレの多目的化という点でどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

次に2点目でございますけれども、町営住宅の現状とこれからの課題についてであります。昭和26年に公営住宅法が施行され、垂井町においても随時町営住宅の整備が進められており、現在、町内には8カ所の町営住宅がございます。町営住宅入居者の募集については、広報「たるい」や防災行政無線で呼びかけをされておられますけれども、この効果があるのかどうか。いろんな面で問題点があるかと思っておりますけれども、現状の確認とこれからの町の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、町営住宅の現在の状況についてですが、改築しなければならないもの、長寿命化して修繕しなければならないもの、取り壊しのあるものはそれぞれどれくらいあるか。2つ目として、町営住宅の数、質、立地は入居希望者のニーズに当てはまっているか。3つ目として、入居者の契約期間はあるかどうか。

2つ目として、今後についてでございますけれども、新築を含め、住宅戸数をふやしていくのかどうか。2つ目として、入居希望者は増加すると見込むのかどうか。3点目として、母子家庭、高齢者、障がい者などのニーズに対して、今後どのように考えていくのかどうか。4つ

目としては、今後町としてどのような取り組みをしていこうとするのかをお尋ねしたいと思います。

続いて3点目でございますが、空き家対策についてでございます。

平成26年11月に国会で空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家対策特別措置法が成立し、2月26日に施行されました。全国には空き家が約820万軒あると言われており、その中でも放置されている空き家は318万軒にも及び、実に8軒に1軒が空き家状態であります。また5年後には63万軒ふえるとも言われております。崩壊、防災、治安や衛生上著しく有害となり得る傾向にもあると言わざるを得ません。

そこで、以前私は空き家対策について一般質問いたしました。その後、どのような対策をとられたのか、進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目でございますが、垂井町においての空き家はどれくらいあるのか。どのように把握されているのか。各地区の自治会とは連携しているのかどうか。

2つ目は、昨年度予算化された空き家等実態調査において、町内全体を対象とした空き家等の概数調査、実態調査、空き家等の所有者等へのアンケート調査などを行い、その中で特定空家等の候補を把握されたと思いますが、それらの結果はどのように公表されたのかどうか。

3つ目として、特措法第4条に市町村の責務として、空家等対策計画の作成、及びこれに基づく空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとありますけれども、努めるものとするので、努力規定ではありますが、この空家等対策計画はどのような内容なのかをお願いいたします。

4つ目としては、空家等対策計画の作成は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとありますが、作成するならば、この協議会を設置することが必要ではないかと考えますが、空家等対策計画を策定のため、協議会設置の進捗と今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

5つ目として、特定空家については、良好な景観や生活環境等が阻害されることを防止するための対策について検討、整理し、空き家管理条例を制定するか否かかどうか。

6つ目として、放置された空き家の実情や空き家の適正管理に関する町民の関心を一層深めるため、広報紙やホームページの活用による啓発及び町民からの情報収集は行っているのかどうか。

7つ目として、空き家に起因する犯罪や火災、景観、生活環境の悪化等を未然に防止するため、町、警察、消防その他関係機関の情報共有による一層の連携強化や緊急性、必要性に応じたパトロールの強化は図られているのかどうかをお伺いいたします。

以上、3点について御答弁をお願いいたしますけれども、謙虚に丁寧にわかりやすく積極的な御答弁を期待しております。よろしくお伺いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 乾議員の1つ目の質問、学校等のトイレの洋式化についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、町での排便教育の現状についてでございますが、現在、教育委員会においては、「早寝・早起き・朝御飯」を合い言葉に、望ましい生活習慣が身につくよう取り組みを進めているところであり、朝の排便も望ましい生活習慣の一つと考えております。

学校給食センターでは、児童・生徒に対して、食生活アンケートを年1回行っており、そのアンケートでは、毎日排便はありますかという項目を設け、児童・生徒に望ましい生活習慣を啓発するとともに、実態を把握しているところでございます。

この調査結果をもとに、今年度は栄養教諭が表佐小学校と合原小学校に出向き、1年生を対象に、野菜や海藻、キノコといった食物繊維を多く含んだ食べ物を食べると気持ちよく排便ができることを指導いたしました。また、望ましい生活習慣を身につけることが重要な時期である小学校では、養護教諭やPTAが中心となって生活習慣チェックを年3回程度行い、朝の排便についての実態を把握し、保護者への啓発を行っております。

さらに、小・中学校では、保健室へ体調不良で来室する児童・生徒に対して、養護教諭が朝の排便の有無について尋ねるなどの個別指導をするとともに、保護者と連携しながら、望ましい生活習慣が身につくよう取り組んでいるところであります。

次に、2点目の小・中学校のトイレの洋式化について答えさせていただきます。

町内の小・中学校の校舎に設置されているトイレのうち、洋式化されたトイレは、小学校では47.1%、中学校では33.3%、小・中学校合わせた全体では43.6%となっております。また、校舎の洋式トイレのうち、障がいのある方や車椅子の方が利用できる多目的トイレを設置している学校は、小・中学校9校のうち4校となっております。

体育館につきましては、小学校では21.9%、中学校では87.5%を洋式化しており、小・中学校全体では43.8%となっております。また、体育館に多目的トイレを設置している学校は、小・中学校9校のうち7校となっております。

議員御指摘のとおり、災害時に避難所として利用されますことを考えますと、全ての小・中学校の校舎や体育館への多目的トイレの設置は必要と考えております。しかしながら、現在は優先して体育館の非構造部材の耐震化を進めているところであり、また普通教室へのエアコン整備や新しい学習指導要領に対応した学習環境整備など喫緊に取り組む課題が山積しているのも事実でございます。今後、優先順位を熟慮しながら、安全・安心な学習環境の整備に努めてまいりますので、よろしく御理解のほどお願いいたしまして、御答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 乾議員の大きな2点目の御質問で、町営住宅の現状、これからの課題について答弁をさせていただきます。

まず1点目の町営住宅の現在の状況でございますが、垂井町町営住宅につきましては、駒引

13戸、野庵48戸、比女6戸、梅谷32戸、永長32戸、葉生32戸、河原道48戸、むつみ4戸、計215戸、8団地を管理しております。ただし、駒引、梅谷、比女の51戸については、募集を停止しているところでございます。入居者につきましては、本年11月末現在で158軒でございます。前年同月につきましては166軒、前々年同月につきましては169軒でございます。現在12月分といたしまして30戸を募集しているところでございます。前年同月の募集につきましては23戸、前々年の募集につきましては22戸となっております。毎年、前々年と比べますと微減であります。昨今、人口減少の影響を受け、入居者の減少が顕著となっており、年々減少傾向でございます。

そこで、1点目について、大規模な改修といたしましては、昨年度、野庵町営住宅の屋根の改修、また今年度につきましては、永長町営住宅の1棟の屋上の防水シート工事を実施いたしました。今後の予定といたしましては、永長町営住宅の2棟の屋上の防水シート工事を初めといたしまして、外壁の塗装や修繕工事など大規模な改修を見込んでおるところでございます。

議員おっしゃられます改築、長寿命化につきましては、昨年度、策定をいたしました垂井町公共施設等総合管理計画に基づき、今後個別施設計画の策定を検討しているところであり、町営住宅につきましても個別施設計画において、改築内容や改築時期を検討し、長寿命化等を視野に十分に協議した内容となる計画としたいと考えております。

取り壊しにつきましては、現在募集を停止しております駒引町営住宅、比女町営住宅につきましては、退去者があった際には、用途廃止の手続の後、取り壊しを順次行っているところでございます。

なお、同様に停止しております梅谷町営住宅につきましては、駒引、比女のように1戸建ての建物ではなく、長屋の建物となっておりますので、一斉に取り壊す必要がありますので、取り壊す時期につきましては未定でございます。

続きまして、町営住宅の数、質、立地は入居者のニーズに応えられているのかについてでございますが、数につきましては、入居待機者もなく、部屋数についてはニーズを満たしていると思われま。質につきましては、永長町営住宅1棟が昭和51年に建築と建築後40年を経過しており、また直近で建築した野庵町営住宅につきましては、平成4年の建築と築後25年が経過し、老朽化は感じないとは決して言えない状況でございます。民間アパート等と比較いたしますと、決して快適とは言えない状況ではありますが、低廉な家賃であることから、現在の居室空間により必要最低限の設備等を維持せざるを得ないところがございます。立地につきましては、各小学校区ごとには整備はしておりませんが、各中学校区ごとに整備し、垂井町内においてバランスよく配置されておるものと思われま。

また、自動車を所有していない高齢者の方などにつきましては、垂井駅、商業施設、病院にも最寄りとなっている永長町営住宅がございます。バリアフリー化につきましては、今後の検討課題であると考えておるところでございます。また、宮代にあります県営住宅が老人世帯向けの住宅を管理しておりますので、垂井町内の公営住宅といたしまして、高齢者の方から問い



合わせがあった際には、柔軟に岐阜県への手続ができるよう御案内を申し上げているところでございます。

また、入居の希望がある居室につきましては、畳やふすまなど新たなものにするなど修繕をいたしますし、入居者から住宅の故障などふぐあいがあった際には、迅速に修繕等の対応をしているところでございます。

続きまして、入居者の契約期間はあるのかについてでございますが、入居時において時限を設けておらず、通常、退去の申し出があるまでの間、入居していただいております。

続きまして、2点目の町営住宅の今後についてどのような取り組みをしているのかについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、入居待機者もありませんし、公営住宅施行令に規定する耐用年数以内でありますので、また垂井町内の民間共同住宅も充実していると思われれます。そこらも活用いただきたいと存じます。

したがいまして、現時点では町営住宅の新築についての計画はございません。よって、住宅戸数についてもふやす予定もないわけでございます。

続きまして、入居希望者は増加すると見込むかについてでございますが、現在の老朽化を感じざるを得ないという建物でございますので、そして、人口減少が続く中で、その波は町営住宅の入居希望者にも比例して減少するものと考えております。

続きまして、母子家庭、高齢者、障がい者のニーズに対して、今後どのように考えていくのかについてでございますが、町営住宅の募集要件の中では、親族と同居することと単身での入居資格はございませんが、母子家庭とは限りませんが、DV被害者の方、また60歳以上の高齢者の方、障がい者手帳所持者の方につきましては、単身入居も可能となっており、入居資格の要件を緩和しているところでございます。

また、住宅使用料の算定の際には、障がい者控除、寡婦控除の適用がございます。個別施設計画の策定時には、さまざまなニーズ調査の実施、今後、町営住宅の運営に有効となる情報を収集できるよう検討してまいります。

続きまして、町といたしまして、今後どのような取り組みをしていくのかについてでございますが、垂井町第6次総合計画に掲げる財政運営にもありますように、垂井町公共施設等管理計画に基づき施設管理をしてまいるところでございます。時代に合った、そして垂井町に合った町営住宅運営を実現できるよう、町営住宅の個別施設計画策定に向け取り組む所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私からは、乾議員から質問がございました空き家対策について答弁をさせていただきます。

7項目ほどお尋ねがございましたが、まず1つ目と2つ目の空き家等実態調査の結果から、

空き家の数、その把握方法、自治会との連携、特定空家の公表についてお答えをさせていただきます。

空き家等実態調査は、昨年度、町全体を対象として実施したところでございます。その方法は、まず水道データなどを使った机上調査を行い、空き家等の候補となったものについて現地調査を行った上で、疑いのある案件について、所有者等に対し意向調査を行う方法で実施したものでございます。その結果、400軒を空き家として把握したところでございます。

今回のこの調査につきましては、各自治会に御協力いただくことはありませんでしたが、今後さらにこの空き家等の増加が予測されることから、再調査を一定の周期で行う必要がございます。その際には、本調査の結果を基礎としながら、地域の実情に最も詳しい各自治会との連携も視野に入れ、その手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、特定空家の公表についてでございますが、老朽化が激しく、危険度が高いと思われる空き家等についても今回の調査で把握したところでございます。しかし、現段階では、法律に定める特定空家としては認めておりません。今後、必要に応じ、特定空家等への認定も視野に入れながら対処してまいりたいと考えております。

なお、その公表につきましては、あくまでも個人の財産でございますので、控えさせていただきます。

続きまして、3つ目の空家等対策計画はどのような内容かについてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法、以下、空家特措法と言わせていただきますが、この空家特措法の第6条第1項において、市町村は、その区域内で空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めることができるとされており、本町においては、本年度、空家等対策計画の策定を進めているところでございます。

その内容につきましては、空家特措法において、計画に定める事項が9項目規定されております。空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類、その他の空家等の対策に関する基本的な指針や計画期間、調査に関する事項、適切な管理の促進に関する事項、活用の促進に関する事項、特定空家等に関する措置、住民からの相談への対応に関する事項などがございます。

続きまして、4つ目の協議会設置の進捗と今後の見通しについてでございますが、空家特措法においては、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとされており、市町村長や市町村の議会議員、地域住民のほか、法務、不動産、建築などの学識経験者をもって構成される旨が規定されております。本町では、この協議会を近々組織する予定であり、現在、関係機関、関係団体に委員の推薦を依頼しているところでございます。今後、数回協議会を開催し、本年度中には垂井町空家等対策計画を策定したいと考えております。

続きまして、5つ目のお尋ねで、空き家管理条例の制定についてでございますが、国においては、空家特措法に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本

的な指針や特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインでございますけれども、これが定められております。

本町においても、先ほどの空家等対策計画の中に、特定空家等に対する措置を定めることとしております。国の基本方針やガイドラインと合わせ、特定空家等に対処してまいりたいと考えております。そのため、空き家管理条例の制定につきましては、今すぐ制定するのではなく、今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目のお尋ね、放置された空き家の実情や適正管理に関する住民の関心を高めるために、広報紙やホームページを活用し、啓発などを行っているかについてでございますが、昨年度、空き家の実態調査において、所有者等へ意向調査を実施し、今、その空き家について困っていることと尋ねたところ、今後どうすればいいのかわからないというか、どこに相談してよいかかわからないという声をいただいたため、県住宅供給公社内に設置されている空き家・すまい総合相談室の出張相談を本年8月10日と9月6日に本町役場事務室で県との共催で実施したところでございます。

この相談会には19件の相談を受けたところでございます。また、開催に当たっては、広報「たるい」や町ホームページで周知を図るとともに、さきの意向調査において回答をいただいた方にも別途案内をし、所有者等が抱える固有のさまざまな悩みに対応したところでございます。今後は、本年度作成する空家等対策計画の公表にあわせ、本町の空き家の現状と課題も公表し、住民の理解と関心を深めていただきながら、空き家等の発生抑制、適正管理、利活用の促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、7つ目のお尋ねでございますが、関係者間の情報共有による連携強化についてでございます。空き家をもたらす問題を解消するためには、防災、衛生、景観など多岐にわたる課題に横断的に応える必要がございます。したがって、警察や消防、県など関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。不良な状態にある空き家等の所有者に対しては、本町の環境衛生や生活安全を担当する部署と連携し、適正管理の依頼を行っているところでございます。また、空き家等の所有者からの相談で、町で対応しがたい案件につきましては、県の相談窓口などと連携を図りながら対応しているところでございます。

来年度から運用する第6次総合計画におきましても、空き家対策は今後取り組むべき重要な課題の一つであると位置づけているところであります。関係機関との連携をより一層強化しながら、その都度、最善な対処方法を選択し、取り組んでまいります。また、移住・定住施策とも関連した取り組みを進め、人口減少対策にも努めてまいります。

以上、乾議員からお尋ねがあった空き家対策についての答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時20分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、次の2点について質問します。

1つ目は、スマホを活用した危険箇所の早期発見について。2つ目は、台風21号被害状況と今後の対策についてです。

初めに、スマホ、正式にはスマートフォンを活用した危険箇所の早期発見について伺います。

本会議初日の専決処分において、道路の陥没箇所を走行した際、相手方自動車が破損して損害賠償金を払い和解しました。今回のような事故で、車両の損傷や身体の傷害などがあれば、道路管理者の自治体は損害賠償を負わなければなりません。このような道路陥没などによる事故は全国でどれくらいの頻度で起きているのか。インターネット上の道路ウェブサイトを見たところ、データが大変古いので申しわけございませんが、参考までに全体を勘案できる平成18年度道路管理瑕疵実態調査によると、平成14年から18年の年平均で道路管理者が賠償金を支払った管理瑕疵事案ですが、瑕疵とは何かということですが、インターネット百科事典（ウィキペディア）では、通常、一般的には備わっているにもかかわらず、本来あるべき機能、品質、性能、状態が備わっていないこととありました。舗装の陥没やくぼみ、路面のでこぼこ、舗装部と未舗装部や側溝などの段差、マンホールなどの突出などにより車がパンクしたり、二輪車や原付、また自転車が転倒するなどの事故が日本全国で年間4,076件とありました。瑕疵の判断は、ケースごとの状況判断に基づき行われているため、どの程度の穴や段差が管理瑕疵を問われるかという答えはなさそうであります。

そこで、道路の陥没箇所をいち早く発見し、応急措置を早急に行うことができれば、事故は未然に防げるはずですが。

さて、今回起きた事例の対策として、役場職員全員に陥没箇所がないかパトロールするなどを指示されたそうです。役場職員だけでなく、住民の皆さんに危険箇所を見つけてもらい、スマートフォンで写真を撮り、位置情報とともに役場に送信してもらうことを行ったらどうでしょうか。このほか、街灯の球切れやカーブミラーの破損などについても利用できると考えますが、この通信システムについて、垂井町のメール発信機能に返信機能をつけるなど、早期通報体制を整えることを検討されてはいかがか、お尋ねします。

次に、台風21号被害状況と今後の対策について伺います。

台風21号は、10月22日日曜日の衆議院議員総選挙の投票日と重なり、県の防災ウェブを見ますと、垂井町災害警戒本部が15時45分に設置され、また22時45分には災害対策本部に名称が変わり、選挙開票終了とおおよそ重なる時間でしたが、担当職員の皆さんは、直ちに対策本部での対応などに当たられ、本当にお疲れさまでした。私も夜半ごろまで地域を見守る中で、町道の

冠水箇所で行くわした垂井町消防団の東分団の方とそこを確認し合ったところです。

そこで、東分団は、これから栗原地区へ出動するとのことでした。私も消防団には長くお世話になっておりますので、つい災害現場が心配になります。早朝に栗原地区に出向いたところ、県道栗原・青野線の表佐南信号交差点で冠水のため、南進は通行どめですと町職員が交通整理をしておられました。それから、西回り迂回して、栗原まちづくりセンター北方面から水没状況を見渡しましたところ、住宅地以外の道路や田畑が水没していました。

そこで1点目、栗原地区の水害は今まで何回も繰り返されているわけですが、今後の対策はどのようになされているのか、伺います。

次に、水が引いた24日に現地を見たところ、田んぼに乗用車が1台落ちていました。もしそれが東隣の深い水路に落ちていたらどうなったのでしょうか。想像すると恐ろしいことです。

そこで、水路に接する町道栗原42号、48号、49号線に水没対応可能な転落防止のガードレールやガードパイプなどを取りつけること、また交通安全対策の上においてもスピーディーに対処することが肝要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 広瀬議員からの質問につきましては、建設課所管でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の質問、スマホを活用した危険箇所の早期発見についてですが、本定例会初日におきまして、損害賠償に係る和解についての専決処分について御承認をいただいたところでございます。

建設課では、道路管理者といたしまして、道路並びに道路に付随する街灯、カーブミラー等、日々異常がないか注視し、道路パトロールを実施しているところでございます。道路の陥没につきましては、経年劣化により車両の通行が重なることで大きな陥没となってまいります。きのうまでなかった陥没が急にあらわれることもございます。

そこで、状況をいち早く発見するため、職員による道路パトロールとともに、自治会の皆様や地域住民からの通報をいただいております。また、道路異常を早期に発見し、速やかな修繕等を行い、交通安全に配慮した道路管理を日々心がけているところでございます。

道路の陥没発生時におきましては、その大きさや深さなどによって、応急措置でよいのか、道路作業員による補修か、また専門業者による修繕で施工するのか、まず私ども職員による現場で確認をしてからの判断になります。

議員おっしゃられますとおり、ほとんどの方がスマホを所持し、画像による通報であると現状の把握につきましては、事務所におきまして確認が容易にスピーディーに行えるものと推測はいたしております。しかしながら、通信システムを活用いたしますと、タイムラグが発生することも心配されるところでございます。道路陥没におきましては、状況次第では1分1秒が大きな事故につながらないとも言えませんので、電話でお願いしていただき、速やかに現場に

かけつけ、状況に応じ職員が交通誘導を実施するなど事故を未然に防ぐ等処置を実施することで、当面でございますが、現況の体制において道路パトロールに当たる所存でございます。

また、パトロールの強化のため、先ほど広瀬議員が申しましたとおり、私ども全職員が外出した際には、道路等の異常等を発見した折には、速やかに道路管理者のほうへ一報を入れていただくということの周知徹底を図ったところでございます。

続きまして大きな2点目、台風21号の被害状況と今後の対策についてでございます。

大型で強い台風21号、10月22日夜から23日未明にかけて、当町に最接近し、栗原地区の県道栗原・青野線、北大正橋南と町道栗原49号線ほか3路線におきまして道路が冠水し、全面通行どめの措置をしたところでございます。泥川は、下流の相川等の水位を強く受ける河川であり、台風等の洪水の影響により泥川流域では浸水被害を受けております。これに対しまして、岐阜県では、下流の水位影響による浸水被害を軽減するための治水対策といたしまして、逆流防止を目的とした泥川水門を大垣市十六町地内に設置し、平成23年6月から運用を行っております。今回の台風では、22日の22時35分に逆流が始まりました。そのため、22時50分に泥川水門を全閉、翌23日10時26分に全開をしております。これにより水害は最小限に済んだと私どもは認識しております。水害被害がなくなったわけではございません。以前より国や県に対し、排水機場の設置につきまして強く要望をしております。今後も粘り強く要望していきたいと考えております。

次に、交通安全対策についてですが、栗原42号線東側に存置する水路でございますが、幅2メートル、深さ90センチの水路であります。道路は2車線で直線道路であります。かつ側溝から水路まで1.5メートルの路肩があります道路でございます。

防護柵の設置基準につきましては、道路が水路に隣接する区域において、必要と認められる区域には、車両用防護柵を設置するものとしております。この場合、路外へ逸脱した車両が水没し、当事者に大きな人的損害を及ぼすおそれがあるか否かにより、その必要性が検討されることとなります。水深につきましては、車高の低い乗用車が完全に水没するおおむね1.5メートル程度が一つの目安と考えられ、総合的に検討した結果、ガードレール設置等は不要と思われれます。しかしながら、冠水時には路肩の判断が困難となります。水路への転落の危険性及び交通安全上の観点から、今後検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま答弁いただきましたが、栗原地区の工業団地の周りの水路、基準で必要ないということでございますが、高さが1.5メートルが目安ということですが、幅が狭くて、とんと入ったらそのまますぽっと入るという感じになっておりますので、ぜひ検討願って、ガードレールをつけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、ガードレールをつけるまではどのような対応をされるのか、もっと具体的にもしあれでしたら教えていただきたいと思います。

それと、スマートフォンのことで、時間差ができるということで電話のほうが早いということですが、今、スマートフォンの普及率というのは7割以上を超えておりまして、皆さん持っておられます。今や電話ではなく、SNS（ソーシャル・ネットワーク・システム）を使った意思疎通が大変多くなってまいりました。スマホですぐに写真や動画を撮ってネットに公開することなどは瞬時にできて、ツイッターやフェイスブック、時にはユーチューブなどにアップロードするなど、スマホは身近なツールになって、手軽に持ち歩く時代です。

ところで、穴ぼこがあったからといって、役場のほうへすぐに電話などしてくれる方はなかなか少ないと思われまます。誰かがするだろうということで終わってしまいます。今はスマホを皆さん持ち歩いて、すぐに証拠写真としてネットに流す時代でございますので、若い人たちは、特に電話よりそうしたSNSを使った情報共有になれております。

さて、まちづくり基本条例ですが、第4条に、住民、議会、行政はお互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めますという文言がございます。解説文もあるので、ちょっと読ませていただきますと、住民がまちづくりに主体的に参加するためには、適切な時期に必要な情報を提供される必要があります。議会、行政は、町民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、みずからも積極的に情報を発信していくことが求められます。また、まちづくりは行政だけが担うものではないことから、住民相互において情報を提供し合い、共有し合いながら活動していくことが大事ですと出ております。

住民の方に電話で報告してもらえることは大切ですが、スマホで送信していただくようなシステムをつくっていただいて、スマホを活用して、若い人から、今は本当に80代の方でもスマホを持って朝でも散歩しておられます。そうした皆さんに、スマホが有効なツールではないかと考えて今回質問させていただいたわけなんですけれども、このような道路のふぐあいなどの情報を送っていただくことが、簡単に言えばまちづくりに皆さんが参加できるということで、垂井町まちづくり基本条例という住民、議会、行政の協働によるまちづくりにつながるのではないかと考えております。

質問の趣旨とは少し違いますが、スマホを利用したという点で今再質問させていただいておりますが、小さなことから、幅広い世代にまちづくりに参加していただくといった点で、スマホを活用してできないかと考えております。タイムラグというものもあるかと思いますが、その点について、町長のほうから再度御意見をお願いしたいなと思っております。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ここで、まちづくり基本条例が出てくるとは思いませんでしたけれども、ありがとうございます。

まず1点目の水路についてですが、基準的に言えばガードレールは設置する必要はないということですが、確かに冠水した場合に、端が見えないということは非常に危険な状況になりますので、ガードレールではなくても端がわかるもの、例えばデリネーター、高いところでぴかっと光るような、ああいうものを設置するとか、そういうことによって路肩がわかれば、まずガードレールの必要はないんじゃないかなというような考え方でありまして。これはこれから検討してまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それから、スマホの利用でありますけれども、今、タイムラグが生じるということで、要するに通報してからすぐわかるまで、あるいは動くまでに時間がかかるということがありますので、やはりもしスマホで写真を送る暇があったら、まず電話をいただいて、それで職員が動くというような形になりますので、やはりどういう状況でも職員はまず現場を確認して動くことになりますので、送ればそれで済むということではないということはず御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今のまちづくりに参加という部分でいいますと、1つがこれであると思いますけれども、ITの利用という部分に関しましては、これからやはり6次総も考えていかなければならない課題だと思いますし、情報発信、情報共有という部分で、これからITの持つ力というのはどんどんもっともっと広がっていく、今、我々が知っている、理解している利用をはるかに超えた部分がこれから出てくる可能性が大いにあると思います。そういったものに敏感にアンテナを張っておく必要がありますので、考えていきたいというふうに思いますが、やはり道路管理に関しましても、これから恐らくそういったことも考えていく必要があろうかというふうに思いますけれども、現状のところではまだシステムはそこまで考えておりませんので、みんなでしっかり守る体制というものをつくっていききたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長の登壇許可をいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。大きく2点質問をさせていただきます。

まず1点目、可燃ごみ減量の戦略的取り組みについてでございます。この件につきましては、クリーンセンターの供用開始から既に20年、延命のための改修を毎年重ねられておりますけれども、いつかは到来する施設寿命、このことを見越した取り組み、すなわち次期の可燃ごみの処理に関して、独自処理、あるいは広域連携処理、いずれを選択するにも欠くべからざることは、いかに可燃ごみを減らすかでございます。このことは、ごみ処理コストに大きく関係することで、大変重要な取り組みだと思っております。可燃ごみの年間処理量は、統計調査によりますと、平成26年度から平成28年度の3カ年間を見ても、年間量として一般家庭ごみ収集分は150トンほど減少しております。しかし、一方で、事業所持ち込み分は逆に300トンほど増加している現況の中、過去に可燃ごみの実態調査を地元自治会協力のもと実施した結果や新たに事



業所持ち込み分のごみをピット前で開封してデータを分析するなどして、そういったものを集積するなどして減量に向けた戦略的な取り組みを今から実施するべき思うが、具体的な方法、施策としてどのようにお考えなのか、お尋ねをまずいたしておきます。

次に2点目でございます。国政における働き方改革、県におけるワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定施策と垂井町子育て応援企業認定制度についてでございます。

仕事と子育て両立支援について、平成27年6月定例会、私、議員としての最初の一般質問で、きめ細かな子育て支援の具体策の提言についてと題して、垂井町子育て応援企業認定制度の創設について町の取り組みをお尋ねした経緯がございますが、そのときの答弁の詳細は割愛させていただくとしても、骨子は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業の戦略会議等の中で検討していくとのことでしたが、その後、今日いかな状況になっているのかお尋ねしつつ、私大変調査・勉強不足で恐縮しておりますが、実は県においては、従業員の仕事と子育ての両立支援や女性の活躍推進等に取り組む県内企業、団体を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録する制度を実施し、さらに特に優良な取り組みや他社の模範となる独自の取り組みを行う企業を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業として認定する制度を実施し、平成23年度から平成28年度までに69の企業、団体が認定を受けるに至っております。

さらに国政においても働き方改革を提唱し、推進する取り組みが大きく昨今取り上げられているところでございます。町独自の施策となると、いろいろ問題、課題がある中で、県が先進的取り組みを行っているのなら、その制度をしっかりと把握し、県と連携し、町内企業、団体に対し、その啓発推進に努め、登録認定につながるよう一致協力し取り組むべきだと思っておりますが、いかががお考えかお尋ねします。

人口減少問題は、本町にとって最大の課題と位置づけられている中、子育て支援にさらなる施策を重ねることは、本町の優位性をアピールする上でも良質な取り組みと思っておりますが、いかががお考えか、あわせてお尋ねをいたします。

以上2点、よろしく御答弁賜りますようお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私のほうからは、若山議員からの1点目の御質問、可燃ごみ減量の戦略的取り組みについて回答させていただきます。

現クリーンセンターにつきましては、消費生活の多様化により可燃性ごみの増大と旧施設の老朽化と相まって、処理能力の限界などから最新技術を取り入れましたろ過式集じん器、有毒ガス除去装置など、公害防止と周辺環境保全に万全を期しました近代的な施設として、平成9年3月に竣工されました。以来、供用開始から20年が経過しており、延命化の計画を実施しながら施設の運用、維持管理に当たっているところであります。

今定例会に提案されています第6次総合計画におきまして、都市基盤・環境の分野では、環境負荷の少ない循環型社会をさらに推進するとされており、テーマ別の戦略の環境の部分では、

クリーンセンターの老朽化に伴います延命措置や新たなごみ処理施設の検討を計画的に進めることを主要課題と位置づけられています。

議員おっしゃいますように、新たな施設建設につきまして、単独処理か広域連携処理、いずれかの方法にしましても、建設されますまではクリーンセンターの延命は必須であり、可燃ごみをいかに減らしていくかが課題となってくると認識しております。

過去10年の可燃ごみの収集データでは、家庭から出る可燃ごみは、平成18年には5,045.7トンありましたものが、平成22年のごみ有料化や平成24年のエコドームの供用開始に伴いますリデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進に取り組んだことによりまして、平成28年度におきましては4,077.5トンまで968.2トンの減少に転じております。一方、事業系のごみを含め、クリーンセンターへ持ち込みされるごみの量は、平成18年度の3,002.1トンに対しまして、平成28年度では3,153.6トンと151.5トン増加しています。近年では、平成25年を境に増加傾向が続いている状況であります。クリーンセンターにおきましては、3カ月おきに業者に委託しながらごみ質分析を行っておりますが、今年8月の調査結果によりまして、事業所などから出る乾燥ごみにおきましては、紙、布類が45.6%と最も多く、続いてビニール、ゴム、合成樹脂などが24.4%と乾燥ごみの7割を占めておるのが現状でございます。

事業所から排出される事業系のごみにつきましても、これから実態調査を行うことは減量の一步と考えております。その調査データを分析するとともに、リサイクルや可燃ごみの排出抑制について協力していただけるよう事業所に出向きながら減量に向けた取り組み等をお願いすることも必要と考えております。

さらに、他の市町村の事業所から排出されるごみをクリーンセンターに搬入されることがないように、一般廃棄物収集運搬業許可業者に法の遵守の徹底を指導してまいりたいと思います。

また、数値は減少傾向にありますが、家庭ごみにつきましても、さらなる減量に向けましては、広報、ホームページ、それからごみ減量推進だより等を通じ、情報提供、広報啓発に努め、可燃ごみの排出抑制に向けた施策を粘り強く取り組んでいきますとともに、住民協働といった観点から、自治会やまちづくり協議会との連携を強化していくことが重要であると考えております。

町では、昨年、長期的、総合的な循環型社会システムの構築を目指し、一般廃棄物処理基本計画を策定したところであります。今後もこの計画によりまして、廃棄物の発生・排出抑制、再資源化、適正処理を推進してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私からは、若山議員から御質問がございました国政における働き方改革、県におけるワーク・ライフ・バランス推進エクセレント認定施策について、女性の

活躍推進、男女共同参画の推進という観点から答弁をさせていただきます。

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業につきましては、以前は岐阜県子育て支援企業、岐阜県子育て支援エクセレント企業という名称でございましたが、本年度の運用から、その名称が改められたところでございます。

現在、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業としては、町内に25事業者が登録されておりますが、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業につきましては、残念ながら町内事業者は登録されていないのが実情でございます。

広報「たるい」には、これは女性と男性という意味でございますが、「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い、ともに輝くまち」と題して、毎月子育てをテーマに絞った記事を掲載しております。これら県の制度につきましても、本年の広報「たるい」2月号において紹介したところでございます。また、厚生労働省においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達し、一定の基準を満たした企業を子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定、「くるみん認定」といいますけれども、これを行っております。

さらに高い水準の取り組みを行っている企業につきましては、特例認定として、プラチナくるみん認定を行っており、これらの制度につきましても、本年広報「たるい」10月号にて紹介をしているところでございます。このほかにも女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を「えるぼし企業」として厚生労働大臣が認定を行っております。

このように、国・県ともにさまざまな取り組みを行っておりますので、広報「たるい」などを通じ、今後とも制度の紹介を継続的に行ってまいりたいと考えております。

また、広報「たるい」への掲載以外にも、子育て担当課である健康福祉課や雇用担当課である産業課と連携を図りながら、町工場会や商工会などにも出向き、さまざまな情報交換をする中で、他の雇用施策とあわせて、これらの制度について周知を図ってまいりたいと考えております。あわせて議員お尋ねにもございましたとおり、これらの制度に登録、認定されている町内の企業などの情報を発信することも町のイメージの向上を図る有効なプロモーション手法の一つであると考えております。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、若山議員からの国政における働き方改革、県におけるワーク・ライフ・バランス推進エクセレント認定施策について、女性の活躍推進、男女共同参画の推進という観点からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、若山議員から御質問がございました国政における働き方改革、県におけるワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定施策と垂井町子育て応援企業認定制度について、企業の雇用促進、地域経済の発展という観点からお答えさせていた

だきます。

先ほど企画調整課長より認定制度について説明があったところでございます。

企業にとっては、それらの認定を受けることにより、各種の優遇措置が受けられるだけでなく、人材の確保、定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップにもつながる一方、労働者にとっては、子育ての時間や地域とのかかわりを持ちながら、やりがいや充実感を持って働くことにつながるようになるのではないかと考えておるところでございます。

町としましても、企業が誰もが働きやすく、魅力的な職場環境をつくることは雇用の促進につながり、町の発展にもつながるものと考えております。また、企業のイメージアップは町のイメージアップにもつながるものと考えております。今後は関連する各課と連携を図り、垂井工場会や垂井町商工会と協力し、これらの制度の活用を町内企業へ周知してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 若山議員の質問のうち、2つ目の国政における働き方改革、県におけるワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定施策と垂井町子育て応援企業認定制度について、福祉・子育て支援の側面からお答えをさせていただきます。

先ほどから説明があります岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業は、仕事と家庭を両立して、働き続けられる職場環境を実現することから、労働者にとって、子育ての時間や地域とのかかわりを持ちながら、やりがいや充実感を持って働くことにつながり、福祉サイドからすれば、子育て支援対策の取り組みとして大いに期待し、応援するところでございます。

しかしながら、福祉サイドと企業とは基本的に接点が乏しく、当事業の啓発推進については、福祉サイド単独で直接働きかけすることは難しいため、庁内の各所管と連携を図りながら、当事業を推進する必要があると考えているところでございます。

なお、福祉サイドからは、直接企業に応援できることといえば、例えば企業において託児所や保育所を設置する意向があるようなときには、企業からの相談を受けながら、設置に向けて積極的に協力をしていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 再質問させていただきます。

まずもって、きめ細かな御答弁をいただきました企画調整課、それから産業課、健康福祉課、それぞれ有用な御答弁をいただいたと思っております。

地に足がつくような施策を実施、あるいは事業を実施するに当たって、そのいわゆる哲学と

申しましょうか、基本を十二分にそれぞれが理解していないと、いわゆる浮ついた施策になるわけでございますけれども、平成27年6月の最初の質問、そのときには既に岐阜県では私の思い描いていた施策は既に実施されていたということなんですけれども、今の御答弁を聞いておりまして、垂井町もいよいよ大車輪でこれから働きやすい子育て支援もやっていただけるのかなというふうに思っています。ぜひぜひ推進を願いたいと思います。

1つ、ごみの減量について、昨今、なぜふえてきたかという部分も含めて1つ思えるのは、樹木剪定材、あるいは一般的に草木類といいますけれども、そういったものの燃焼量が非常にふえているのではないかとというふうに一方で思います。それらを単なる燃焼するだけでいいのかということも含めて、いろいろ検討されるべきだとは思いますが、一方で、それらをペレット燃料等にすると当たっては、その普及やらコスト経費、これらがいろいろかかるということで大変な状態になるということも認識しておりますけれども、その他のごみの中で、例えばシャンプーの容器だとか、いわゆるプラスチックに類するんですか、ビニールに類するか、ちょっとその材質がわかりませんが、そういったものも可燃ごみの中に含まれて、それらも大分と量もあるやに思います。

それと、家庭から排出される生ごみ関係ですね。これらもより一歩も二歩も踏み込んだいろんな検証はやられておると思います。生ごみについては、生ごみ処理機の普及などを通じて、その減量に取り組んでいってほしいと思いますし、そういったこともさらなる一歩を、そこら辺が具体的な施策につながるんだと思います。ごみの減量は、次期焼却施設、いずれにいたしましても相当なコストは否めない状態になると思いますので、そこら辺もう一度再度確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

簡単そうに見えて非常に難しい問題かなというふうに思うところがございますけれども、ごみの減量につきまして、草木類等が野焼きの禁止ということもあって、処分場に出されるということは圧倒的に多いという中で、それをいかにしていくかということ。クリーンセンターのほうには木材をカットするような道具もあるわけでありまして、こういったものを使ったとしても、逆にチップにしたものをどこに持っていくのか、どこで使うのかということが非常に問題になってきて、最終的にそれをまた焼却するというような形で現在回っておるような状況でございます。

そうした形で、やはりエコを考える場合には、どう利用していくかということまで考えないと、単に物をつくるだけでは済まない状況がございますので、こういったことを踏まえて取り組んでいかなければならないのが現状かと思っております。

また、廃プラ、生ごみにつきましても、現在も生ごみの処理機等の申請、ぼかしでありますとかダンボールコンポストとか、あるいは機械式の処理、ちょこちょこ出てくるような現状

がありまして、これを根強く続けていく必要があるというふうに思っております。やはり何か大きなことを新たに始めるというのではなくて、現状やっておることをいかに着実に進めていくかということにかかる部分があると思います。これもやはり周知徹底、そして認識をしっかり持っていただく、研修、意識の啓発といったことにつながっていくわけでありますので、現在進めておりますごみ減量推進委員の普及活動についての支援等も含めまして、現状さらにパワーアップしていきたいということを思っております。このことは6次総の中にもうたい込んでおりますので、これらの実現に向けて頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

働き方については、地に足のついたということで頑張っていきたいと思っておりますけれども、実は1つ、企業が働きやすい場所を提供するということは、実は移住・定住にも大きく関係してくることでありまして、先般、東京の有楽町にふるさと回帰支援センターというのがあります。ここに訪れたときに、現在、移住をする方が昔はどちらかという定年を過ぎた方、60過ぎの方々が移住をするような形ですが、現在は30代、40代、50代の若い方々が地方で働く場を求めて移住をするという方がどんどんふえているということを伺ってまいりました。これらのときに、やはり町として、そういった移住をされる方に安心していただくための情報発信をすること、そして、企業もそういった移住者を安心して受け入れますよということを情報発信することが必要だということを勉強してきたところであります。

したがって、企業においてもこれら情報を出しながら、より多くの方に今企業も人を集めるのを大変苦勞しておる状況でございますので、そういったものに少しでも手助けになるような形を町からも情報発信をして、ともに発展するための礎をつくっていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従い、大きく3点お尋ねをいたします。

まず第1点目、副町長制をなくせ。第2点目、新桜橋上部工整備工事の契約解除後について。第3点目、表佐小学校のグラウンドの排水対策について。

それでは第1点目、副町長制をなくせについてお尋ねをいたします。

これは、副町長制について問うものであります。我が町は、平成19年、従来の助役にかわり、副町長を置くこととしました。地方自治法第161条第1項において、町に副町長を置くことができることと定められています。ただし、条例によって、置かないこととすることもできます。地方自治法第167条において、副町長は、町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより町長の職務を代理するとあります。振り返ると、今から約15年ほど前に大垣市を中心とした西濃1市8町の大型合併の話が持ち上がりました。当時、町長は大型合併推進派であり、私は大型合併に反対いたしました。結果的に垂井町単独での道を選ぶこととなりましたが、大型合併

の目的の一つに、財政上の問題が大きく取り上げられ、単独ではすぐにも町財政が破綻するような機運の中、我々町議会も5人定数を自主的に削減し、18名を13名としスタートいたし、現在に至っております。

以前、議員でもあられた町長、そろそろ副町長制の見直しを図り、副町長制をなくすことにかじを切るべきと思われますが、そこでお尋ねをいたします。

1つ目、副町長の給与と退任時、退職金はどれほどか、お尋ねをいたします。

副町長の職務は、町長を補佐し、職員の担任する事務を監督しとありますが、近年、不祥事、事故等が続く現況は、その職務のチェック機能が十分果たされていないからではないかとの住民の声があります。例えば新桜橋上部工整備工事の契約解除問題、これは後でまた質問いたします。

また、町議会の議決を経ずして協定を締結した垂井駅自由通路橋改修工事、また新庁舎建設においては、副町長は庁舎のあり方検討委員会での行政を代表しての委員でありながら、新庁舎の移転候補地選定において、4地区A B C Dあったわけですが、D地区警察署東側付近を早々に認められない、困難として、評価対象外とされました。その後、住民より批判があり、評価対象に戻されましたが、まだほかにもございますが、これらは担当課の責任のように見えますが、副町長のチェック機能が十分果たされていないからではないかとの住民の声があります。幾つかの事故等についてはここではもうこれ以上触れませんが、そこで以下お尋ねをいたします。2つ目、副町長制により助役制当時より権限が強化されたことにより、かえって各課からの活発な意見が出にくくなったのではないかとの住民の声がございます。3つ目、副町長制により、副町長の顔色をうかがい、風通しが悪くなったのではないかとの住民の声があります。4つ目、副町長を置かないこととすべきとの住民の声があります。

以上4点、町長の御所見をお尋ねいたします。

第2点目、新桜橋上部工整備工事の契約解除後について、9月議会において、株式会社郷鉄工所による新桜橋歩道橋上部工整備工事の契約解除について質問をいたしました。5月24日に郷鉄工所と契約をしてから今日までに既に半年近く経過しております。

そこで、以下お尋ねをいたします。

1つ目、9月以降、何が原因でおくれているのですか。2つ目、9月以降、これまでの経緯についてお尋ねします。3つ目、今後の見通しについてお尋ねいたします。4つ目、前回の9月議会では業者だけの責任とした答弁でございましたが、発注者側にも責任があるのではないかとの声がございます。再度お尋ねをいたします。

続きまして第3点目、表佐小学校のグラウンドの排水対策について。雨の後のグラウンドの状況が悪く、表佐地域ですが、地域行事などが中止になることが多く、その点について、同僚議員の質問がありました。昨年の12月議会でその質問に対して、前教育次長兼学校教育課長より、次のような答弁がありました。読み上げます。表佐小学校グラウンドの排水対策について、降雨時における調査を来年度実施しながら、その対策を講じていこうといったこととござい

す。昨日もおとついで雨が降りまして、昨日、少し昼ぐらいいに雨が小やみになっておりましたので、小学校のグラウンドも見に行きました。確かに表佐小学校は、ほかの学校と比べ少し校庭の真ん中付近に水たまりが多く、排水が悪いかなというふうに思ったところでございます。これらを何とか良好な状態に持っていけるように調査していきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひますとの答弁でしたが、その答弁に立たれました前任者は既に御退職されておられます。しかし、前任者の言葉は重いと思われまひます。

以下お尋ねいたします。

1つ目、調査結果についてお尋ねをいたします。2つ目、良好な状態に持っていけるように排水対策をするべきではないかについて、2点お尋ねをいたします。以上。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の1点目の副町長制をなくせについて私どもから答弁をさせていただきますというふうにお思ひます。

まず合併の論議から入られたわけでありまひすけれども、現状はやはり地方創生が叫ばれる中、いかに強いまち、そして住民が安心・安全に過ごしていける持続可能で発展していくかということが問われている中で、職員の力を結集していくために我々も日夜頑張っております。そういった観点から答弁をさせていただきますと思ひます。

まず1点目の給与、それから退職金でございますが、経済的観点からおっしゃっておられるのかもわかりまひませんが、個人の話でありまひすけれども、これは全てホームページ等に出しておりますので、ごらんをいただきたいと思ひるところでございますが、数字で申し上げますと、給料月額、副町長は62万5,000円でございます。また退職金につきましては、給料月額に在職年数を掛け、100分の300、3倍を掛けるというもので支払われるものでございます。

2点目の副町長職の設置につきましては、議員もおっしゃったように、地方自治法161条の規定に基づきまひして、市町村に置く旨規定されており、職務といたしまひしては、同法第167条の規定に基づきまひして、地方公共団体の長を補佐し、地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、市町村長が欠けたときはその職務を代理すると規定されております。

また、副町長制度は、平成19年の地方自治法の改正に伴い、地方分権や地方行政改革の流れに沿って、市町村の市町村運営及び政策立案体制の強化を目指し、それまで置かれていた助役を廃止し、新たに設置されるものとなったものであります。

当町におきまひしても、重要施策等を専門的に協議・検討し、推進を図るために設置しております検討委員会の委員長に副町長をもって充てるなど、その調整機能を果たす中で、毎年、毎年度着実に各種事業を推し進めてきたところであります。

本町が抱える課題は、多方面にわたり庁舎問題や企業誘致、幼保一元化等々、その緊急性は待ったなしの状況であります。現在、本町が置かれている状況を鑑みたとき、副町長制は必要



不可欠なものと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

冒頭、これは制度に対するということでありましたが、なぜ副町長制をなくせとおっしゃるのか、その意味は私にはよく理解できませんでしたが、その後の質問を見ます限り、制度の対する不備というよりも、個人攻撃ではないかなと思えるところもございました。なお、2番から4番につきまして、副町長制によって活発な意見が出にくくなったとか、風通しが悪くなったとか、行えることをすべきだということが全て住民の声ということでもございました。

私のまず所見を申しますと、私の認識といたしましては、永澤副町長は、この至らぬ私をよく補佐してくれて、実には的確に職務を遂行してくれていると思っております。私自身は彼に全幅の信頼を寄せて職務を遂行していただいているところでございます。

そして、今言いましたように、この2番から4番の住民の声ということでもございますけれども、先ほど広瀬議員からもお話がありましたまちづくり基本条例をここで出すわけでありまして、まちづくり基本条例の第8条2項におきまして、住民はまちづくりに参加する場合において、その言動に責任を持つように努めるとされております。風聞風説により町の組織がえをするのかいかなものかと思えます。どこのどなたがどういう趣旨でおっしゃっているのか、はっきりさせていただいて、初めてそれに対してお答えをし、至らぬところであるのなら改めていく、直していく、そういうことが可能になるのではないかなというふうに思っております。

冒頭でも申しましたが、地方創生が叫ばれる中で、我々地方自治体は、その持てる力を遺憾なく発揮するためには、しっかりと組織体制を持って当たっていかねばならないと思っております。その中で副町長が果たす役割は、今後ますます私は重くなってくると思っております。どうぞ御理解をいただきまして、この副町長制の存続について御理解賜りたいと思っております。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の大きな2点目、新桜橋上部工整備工事の契約解除後について答弁をさせていただきます。

新桜橋上部工整備工事につきましては、5月24日に株式会社郷鉄工所と契約を締結いたしました。9月4日に履行不能届けが提出され、契約解除を行ったところでございます。その後、7日に出来形検査を行い、27日に支払いを完了したところでございます。

1点目の何が原因でおくれているのか。また2点目のこれまでの経緯、3点目の今後の見通しについての御質問でございますが、11月16日に開催した議会全員協議会にて経過報告をいたしましたとおり、本工事につきましては、契約解除前に主桁である材料となる鋼材が神戸製鋼所加古川製鉄所において製作され、郷鉄工所工場内に納入されている状況でもございました。鋼材納入後、10月8日に株式会社神戸製鋼所がアルミ・銅製品の品質データ改ざんが公表されました。町担当者として、加古川製鉄所の品質保証室に確認の電話を入れたところ、アルミ材の製品事業部とは異なり、鉄鋼事業部では品質偽造はしていないとの回答がございまし

た。また10月16日に郷鉄工所に対し、神戸製鋼所からデータ改ざんがない旨の書類提出を依頼し、10月20日に鉄鋼事業部門により緊急点検結果を受理しております。その後、10月26日の経済産業省が神戸製鋼の日本工業規格認証、20の工場全ての外部調査委員会による立入検査を実施、調査期間といたしまして、年内をめどにするとの報道がありましたので、垂井町といたしましても問題がないことを検証でき次第、発注していく予定でございます。

また、4点目の責任は誰がとるのかとの御質問でございますが、神戸製鋼データの改ざんによるものでございますので、責任はないものと考えております。この件につきましても、11月16日の議会全員協議会でお話ししたとおりでございます。

また、本工事につきましては、9月定例会におきまして繰り越しの承認を得ておりますが、29年度内に入札、発注、契約締結に向けて事業を執行してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 富田議員の3つ目の質問、表佐小学校のグラウンドの排水対策についてお答えさせていただきます。

グラウンドの調査につきましては、学校からの修繕要望を調査するとともに、降雨時に学校へ直接出向き、随時行っているところでありますが、表佐小学校に限らず、ほかの学校においても排水がやや進まない状況が見られます。

そこで、特に起伏が大きいため排水が進まず、グラウンドの状態がよくなかった東小学校につきましては、ことし8月から9月にかけて、重機を使用した土の補充と整地を行うメンテナンスを実施いたしました。また、それ以外の学校につきましては、日常のメンテナンスに役立てていただくようグラウンド用の砂を購入したところでございます。運動会の準備等の折に水たまりのできそうな起伏のあるところへの補充を行っていただいているところであります。

また、グラウンド内の水路につきましては、たまっている砂の除去が必要と場所もありましたので、対応を現在検討しているところでございます。水はけがよく、降雨後すぐに利用できるような排水対策は、学校活動のみならず、利用者全ての利便性を考えますと必要と認識しておりますが、表佐小学校からは、グラウンドの排水にかかわって、学校活動に支障があるとか修繕が必要とかという要望は聞いておりません。水はけのよい土への土壌改良やグラウンド下の水路の再整備などの抜本的な排水対策には多額の費用が必要となりますが、今後、表佐小学校のみならず、各学校の状況を見ながらできることから行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） ただいまの町長の御答弁でございますが、この場がこの場でござい

すから、これ以上あれしませんが、実際に電話をかけてこられた方があります。その方のお名前は、お許しいただけたらここでも出してよろしいです。それだけはきちっとしておきます。ないしょで教えろと言われてれば後でないしょで教えます。そういう声はあります。

それとその次、町長さんはちょっと情に流されておられないかという感じがするわけですが、またこの言葉自体が多分後で抗議されると思うんですが、先ほどの個人攻撃ではないかというお言葉自体が私に対する個人攻撃ではないかと思うわけですが、絶大なるお力を持っておられる町長さんのお言葉とは考えられません。

それと1つ、きょうはないんですが、前にも気になったことは、議会も承認したじゃないかという言葉がぱっとぱっとこの議会でも出ました、私、長年ずっとやらせていただいておりますが、どのみち町長さんも確かに議会にも責任があると思います。しかし、議会、議員全員が承諾したということではございませんので、勘違いされないようにお願いします。議会では同意したということでもあります。

それで、またここでかき回されますので、1つお尋ねいたします。

副町長の任期中に副町長さんから、副町長制の目玉であります何か新しい企画立案、そういったものがございましたら、またお教えいただきたいと思っております。これも1つ参考にお尋ねしたいと思うわけですが、それと、先ほどの郷鉄工所のことにつきましては、問題なければこれはよかったなというところで、その答弁をお待ちしたわけですが、責任につきましてもなければよろしいわけですので、これについてはもうこれ以上は答弁は求めません。

それと、小学校につきましては、表佐小学校だけではないものですから、大変なこういった財政の要るときでございますのでは、何もかもとは申し上げませんが、頭に置いておいていただけるということですので、よろしく願いいたします。

それでは、町長さんに先ほどの副町長さんの目玉であります、何か副町長制の企画立案、またそういったものがございましたら、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

副町長になっての副町長制の中での新しいということですが、まさに今取り組みをしておりますが、経営統合会議という形が、この副町長制の中で出てまいりました。それまでは企画会議と称しておりましたけれども、町的意思決定をする上において、検討委員会を踏まえた上で経営統合会議という形の中で町的意思を決定していく。そして、その検討委員会の中でしっかりもむという形をつくってきたのは、今の副町長制の中での一つの取り組みであるというふうに認識をしております。

それと、先ほどのこんなことを言っているのかあれですが、やめておきます。

○議長（角田 寛君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。  
どうも御苦労さんでした。

午後 2 時30分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗

